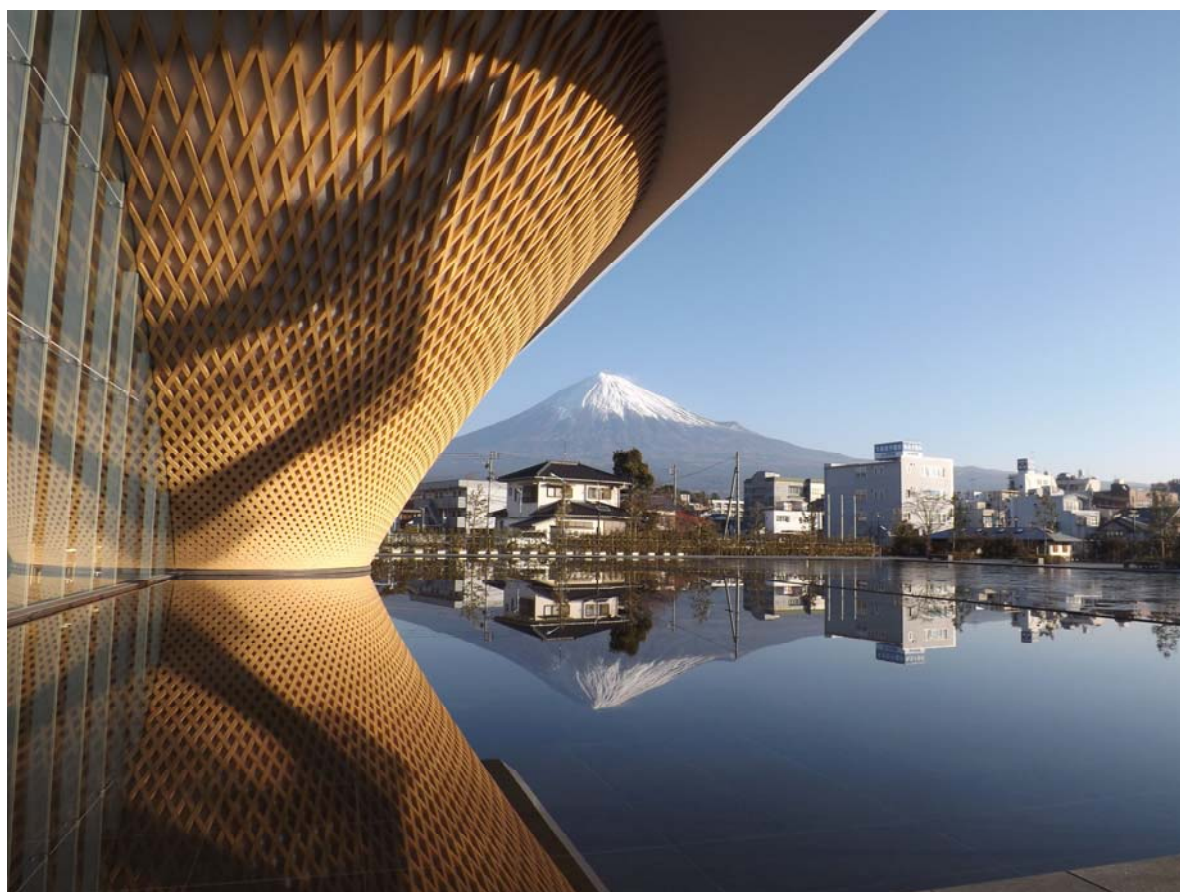


平成 29 年度 版

監 査 年 報



富士山世界遺産センターと富士山（写真提供：静岡県富士山世界遺産センター）

静 岡 県 監 査 委 員

はじめに

静岡県監査委員は、県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務及び経営に係る事業等が公正かつ効率的に執行され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて、県民の視点から監査を実施しています。

本書は、平成29年度に実施した定期監査、随時監査、行政監査、決算審査、住民監査請求に基づく監査などの実施状況や結果をまとめたものです。また、監査制度をわかりやすく解説した資料も掲載しました。

本書が県民の皆さまや関係各位にとりまして、監査に対する理解を深めていただく一助となれば幸いです。

平成30年9月

静岡県監査委員 青木 清高

静岡県監査委員 城塚 浩

静岡県監査委員 鈴木 洋佑

静岡県監査委員 池谷 晴一

目 次

第1 平成29年度監査の概要

1	平成29年度の監査の基本方針	1
2	平成29年度の監査等の種類及び実施状況	2
3	監査委員の状況	8
4	平成29年度の監査委員事務局の組織	9

第2 平成29年度の監査結果

1	平成29年度の監査実施状況	10
	(1) 平成29年度の指摘等の状況一覧	
2	定期監査	14
	(1) 監査実施状況	
	(2) 指摘等の状況	
	(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
3	随時監査	20
	(1) 監査実施状況	
	(2) 指摘等の状況	
	(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
4	行政監査	23
5	財政的援助団体等の監査	24
	(1) 監査実施状況	
	(2) 指摘等の状況	
	(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
6	決算審査及び基金運用状況審査	30
	(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況	
	(2) 基金運用状況に対する審査の実施状況	
	(3) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況	
7	健全化判断比率等審査	34
	(1) 健全化判断比率審査の実施状況	
	(2) 資金不足比率審査の実施状況	
8	例月出納検査	37
9	住民監査請求に基づく監査	38
10	平成29年度の意見・指摘の主な事例	40
11	平成29年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報掲載）	48
	(1) 定期監査	
	(2) 随時監査	

第3	年度別の指摘等の状況一覧	62
第4	監査業務のアウトソーシング	66
第5	監査の情報提供	67
資料Ⅰ 監査委員制度とは		
1	監査委員制度の沿革	68
2	監査委員の職務	68
3	監査事務の流れ	70
	(参考) 監査結果の「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導(検討)」とは	75
資料Ⅱ 外部監査制度とは		
1	外部監査制度の概要	77
	包括外部監査の流れ	
2	包括外部監査の実施状況	79
	(1) 平成29年度の監査実施状況	
	(2) 監査結果	
	(3) 年度別の実施状況	

第1 平成29年度監査の概要

1 平成29年度の監査の基本方針

富国有徳の理想郷“ふじのくに”にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指す。

また、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げる。

1 公正・透明性のある監査

- (1) 法令、倫理等の遵守を重視した監査を実施する。
- (2) 公正不偏かつ客観的な判断による監査を実施する。
- (3) 監査結果等の情報を迅速かつ、わかりやすく県民に公表し、県政の現状や課題等について県民への説明責任を積極的に果たす。

2 実効性の高い監査

- (1) 多角的な観点からさまざまな監査手法を活用し、行政の実態に応じて機動的・弾力的に対応して実効性の高い監査を実施する。
- (2) 最少の経費で最大の効果を挙げるため、経済性、効率性及び有効性に着眼した監査を実施する。
- (3) 制度や組織の変化に留意し、不正・事故・誤り等が発生するリスクの高い事項を重点的に監査する。
- (4) 県の内部統制機関との情報共有や監査対象機関への指導の徹底を図るなど、再発防止に繋がる効果的な監査を実施する。
- (5) 組織・運営の合理化及び適正な事業執行に資する意見を述べ、業務の改善を指導し、監査対象機関の事務・事業の改革に繋がる監査を実施する。
- (6) 指摘等の監査結果に対する改善状況を確認し、是正・改善の着実な実現を図る。
- (7) 事務局職員の資質向上を図るとともに、監査手法の見直し・定着を進め、委託した公認会計士と連携し、監査体制を充実させる。

2 平成29年度の監査等の種類及び実施状況

平成29年度の監査等の種類及び実施状況は、次のとおりです。

<監査等の種類>

監査等の種類		関係法令 (注)	実施方法等	監査対象（機関等）
定期監査	財務会計監査	法第199条第1、4項	予算の執行に関し、その会計経理を通じて、財務の適法性はもとより、経済性、効率性及び有効性にも着眼した監査を実施します。 特に、予算執行とその会計事務等が適正かつ効率的に行われているか、財産管理が適正に行われているかなどに配慮します。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所
	工事技術監査		工事の執行に関し、設計・積算が妥当であるか、入札・契約事務が適正に行われているか、また、工事が正確かつ適法に執行されているかを監査します。	
	公営企業の経営に係る事業の管理監査		事業の経営に関し、その実績と成果を通じて、事業が最少の経費で最大の効果をあげているかなど、経営の合理性・効率性を重点に監査します。 また、その目的と計画の達成度、各機関の組織及び運営が合理的であるか等に配慮します。	
随時監査	財務会計監査	法第199条第1、5項	監査の効果を高めるため、定期監査において抽出されなかった事項について実施します。実施方法・時期は、その都度定めます。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所
	工事技術監査			
	事務事業監査	法第199条第2項		
行政監査 (定期監査の中で行う事務事業監査、テーマ別監査)		法第199条第2項	県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果をあげているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうかを主眼として実施します。実施方法等は、定期監査と同時に実施する場合は、定期監査に準ずるものとしします。	県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所
財政的援助団体等の監査		法第199条第7項	財政的援助、出資を受けている団体等に対し、補助事業等の執行、資金の出納が適正に行われているか、補助等の効果はあがっているのかを主眼として実施します。 また、公の施設の指定管理者に対しては、事業の執行、資金の出納が適正に行われているかを主眼として実施します。	県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、県の出資率25%以上の出資団体、指定管理者等の中から選定した団体

(注) 法：地方自治法

実施時期・頻度	実施実績	平成29年										30年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
毎会計年度1回以上 期日を定めて実施	監査対象470箇所 ・予備監査 (職員、 公認会計士) ・本監査 (監査委員) ・監査結果報告、 公表 (注) 定期監査以 外の監査の実施体 制は、おおむね定 期監査に準じる。	<p>出先機関監査 (4月~6月, 7月~9月) 本庁監査 (7月~9月)</p>												
必要があると認める とき。	監査対象7箇所	<p>12~2月</p>												
必要があると認める とき。	監査対象3箇所	<p>7~11月</p>												
必要があると認める とき。	監査対象2箇所	<p>6~11月</p>												
必要があると認める とき。(通常は、定期 監査の中の事務事業監 査として実施)	監査対象470箇所	<p>出先機関監査 (4月~6月, 7月~9月) 本庁監査 (7月~9月)</p>												
必要があると認める とき。	監査対象52団体	<p>財政的援助団体等の監査</p>												

<監査等の種類>

監査等の種類	関係法令 (注)	実施方法等	監査対象（機関等）
決算審査	法第233条第2項、公企第30条第2項	決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されたか、また、事務事業の目的が達成されたかを主眼として実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 普通会計決算 公営企業会計決算
基金運用状況審査	法第241条第5項	決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、基金の運用状況が適正かつ効率的に行われたかを主眼として実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 県立美術博物館建設基金
健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項、第22条第1項	健全化法に基づき財政の健全性を判断する基準である健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び資金不足比率について、次の点を主眼として実施します。 (1) 健全化判断比率等の算出過程に誤りはないか (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率等算出の計算に用いられているか (3) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか (4) 健全化判断比率等の算定過程における評価・判断は妥当か	普通会計、公営企業会計、出資法人の会計など
例月出納検査	法第235条の2第1項	会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料に基づいて、毎月の現金出納の計数を確認するとともに、財政収支の動態を計数面から把握することを主眼として実施します。	普通会計、公営企業会計及び基金
住民監査請求に基づく監査	法第242条第5項	県民から、県職員等による違法又は不当な財務会計行為について、監査の請求があった場合に、監査を実施します。	県の公金支出などの財務会計行為
要求監査等	法第75条第3項、第98条第2項、第199条第6、7項、第243条の2第3項	地方自治法に基づく監査請求・要求があった場合に監査を実施します。 ①選挙権を有する者の総数の50分の1以上の住民の署名による請求による事務監査（同法第75条第3項） ②議会の請求監査（同法第98条第2項） ③知事の要求監査（同法第199条第6、7項） ④職員賠償責任の要求監査（同法第243条の2第3項）	県の本庁、出先機関(教育機関、警察署を含む。)の全箇所及び財政的援助団体等（一部政令で定めるものを除く。）

(注) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律記載の条項は平成30年4月1日現在で施行されている条項です。

実施時期・頻度	実施実績	平成29年										30年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告 ・7/26 審査依頼 ・8/30 監査委員協議会 ・9/11 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
毎会計年度、決算審査と同時期	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告 ・7/26 審査依頼 ・8/30 監査委員協議会 ・9/11 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	決算審査の報告と同時に審査結果を知事へ報告 ・8/10 審査依頼 ・8/30 監査委員協議会 ・9/11 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
月ごとに定められた例日	毎月25日から月末までに実施 ・予備検査（職員、公認会計士） ・例月出納検査（監査委員） ・検査結果報告（議会、知事）	例月出納検査 （毎月25日から月末まで）												
住民から請求があったとき。	監査の実施は60日以内 28年度末（29年3月）に1件、29年度に3件の請求があり、4件の監査を実施し、結果を公表	3月（請求）～5月 結果通知 6～8月 請求 ↔ 結果通知 9～11月（2件） 請求 ↔ 結果通知												
請求や要求があったとき。	29年度は実績なし													

< 監査等の種類 >

監査等の種類		関係法令 (注1)	実施方法等	監査対象（機関等）
外部監査 (経営管理部所管)	包括外部監査	法第252条の27以下	<p>監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能について住民の信頼を高めることをねらいとした制度です。</p> <p>毎会計年度、特定のテーマを決めて行われます。</p> <p>なお、外部監査人との契約締結や指摘等に対する改善の措置状況を取りまとめる事務等は、経営管理部の所管となっています。</p>	<p>県の本庁、出先機関(教育機関、警察署を含む。)の全箇所及び財政的援助団体等</p>
	個別外部監査		<p>特定の事件について選挙権者、議会、長、住民の請求・要求により監査委員の監査に代えて行われます。</p>	

< 参考 > 上記のほか、次の活動も行っています。

区分	関係法令 (注1)	実施方法等
監査委員協議会	<p>法第199条第11項</p> <p>法第233条第4項、公企第30条第5項、健全化法第3条第2項、第22条第3項</p> <p>法第242条第8項</p>	<p>監査委員の合議により、監査の結果や決算審査意見等に関する決定を行います。</p>
監査結果の報告と公表	法第199条第9項	<p>監査結果について、県議会や知事等に報告し、公表しています。</p>
監査結果に対する監査対象機関の措置状況の公表	法第199条第12項	<p>監査の結果に基づき、監査対象機関が講じた措置の内容を公表しています。</p>
監査情報の提供	—	<p>監査方針、監査計画、監査結果等をホームページや監査年報に掲載しています。</p>

(注1) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律
記載の条項は平成30年4月1日現在で施行されている条項です。

実施時期・頻度	実施実績	平成29年										30年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
毎年	<ul style="list-style-type: none"> 次年度包括外部監査契約締結の際の意見 監査補助者の協議、告示 外部監査人への協力 監査結果の公表 前年度監査結果等に対する措置状況の公表 	6月 補助者の協議、告示										1月 3月 次年度包括外部監査契約締結の際の意見（注2） 監査結果の公表		
請求や要求があったとき。	29年度は実績なし	10月 前年度監査結果等に対する措置状況の公表												

（注2） 契約締結事務については、経営管理部にて行っています。

実施時期・頻度	実施実績	平成29年										30年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
監査の結果に関する報告の決定のとき。	年5回	7月 9月 11月										2月 3月		
決算審査・基金運用状況審査意見の決定のとき。	（決算等審査） 8月	8月												
健全化判断比率等審査意見の決定のとき。	（健全化判断比率等審査） 8月													
住民監査請求の結果の決定のとき。	5月、8月、11月 (2回)	5月 8月 11月 (2回)												
監査委員協議会終了後	年5回	3月(2回) → 7月 → 9月(10月) → 12月 → 3月(2回) (注3)										2月 3月		
監査対象機関から講じた措置の内容について通知があった後	年5回	7月(2回) → 11月 → 2月 3月										3月に公表された監査結果に基づく措置状況は、翌年度に公表		
—	[ホームページ掲載] 随時	← 年間随時 →												
—	[監査年報の発行] 9月	9月												

（注3）（ ）は監査結果の決定と公表の月が異なる場合の公表された月です。

3 監査委員の状況

監査委員は、地方自治法に基づいて、識見を有する者及び議員のうちから、知事が議会の同意を得て4人を選任します。本県では、条例で議員から選任する監査委員は2人とされ、識見の監査委員2人は常勤と定められています。
平成29年度に關係する監査委員は、次のとおりです。

選任区分	勤務区分	氏名	任期	備考
識見	常勤 (代表)	青木 清高	H24.11.1～ (再任H28.11.1～) H32.10.31	代表就任 H28.4.1～
識見	常勤	城塚 浩	H28.4.1～ H32.3.31	
議員	非常勤	鈴木 利幸	H28.5.18～ H29.5.17	(終期は委員の辞職による)
議員	非常勤	落合 慎悟	H28.5.18～ H29.5.17	同上
議員	非常勤	吉川 雄二	H29.5.18～ H30.5.17	(終期は委員の辞職による)
議員	非常勤	佐野 愛子	H29.5.18～ H30.5.17	同上

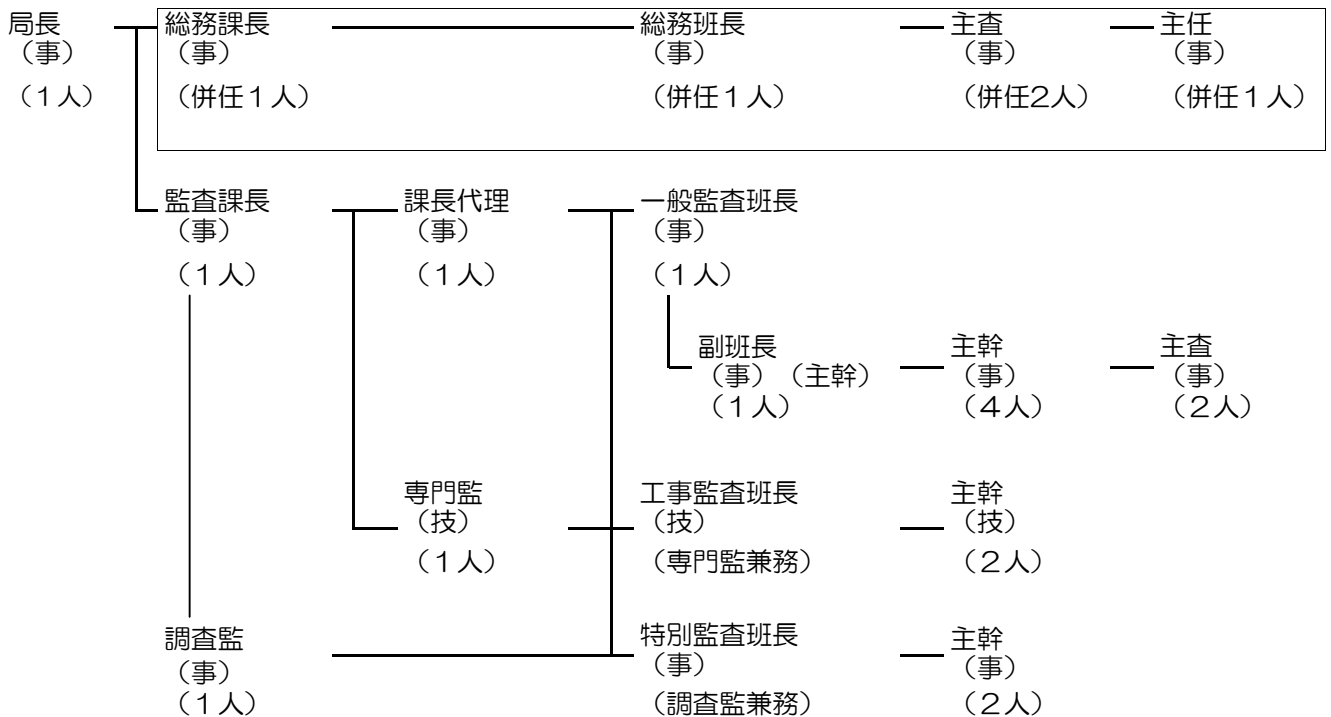
(29年度に關係する監査委員の推移)

NO	選任区分	28年度	29年度
1	識見	H24.11.1～ H28.4.1～ 代表	青木 清高
2	識見	H28.4.1～	城塚 浩
3	議員	鈴木 利幸 H28.5.18～	吉川 雄二 H29.5.18～
4	議員	落合 慎悟 H28.5.18～	佐野 愛子 H29.5.18～

4 平成29年度の監査委員事務局の組織

(1) 事務局の組織図

[条例定数25名、現員22名(うち併任5人)]



※非常勤職員1人

(2) 事務分掌

ア 総務課

- ・ 監査委員の庶務に関すること
- ・ 監査委員の告示、訓令等に関すること
- ・ 事務局職員の人事及び研修に関すること
- ・ 事務局職員の給与に関すること
- ・ 事務局職員の福利厚生に関すること
- ・ 予算の経理その他の会計事務に関すること
- ・ 公印に関すること
- ・ 文書の收受、発送及び保存管理に関すること
- ・ 物品の出納管理に関すること
- ・ 局内の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること

イ 監査課

- ・ 定期監査に関すること
- ・ 随時監査に関すること
- ・ 行政監査に関すること
- ・ 財政的援助団体等の監査に関すること
- ・ 決算及び基金運用状況審査に関すること
- ・ 健全化判断比率等の審査に関すること
- ・ 例月出納検査に関すること
- ・ 住民監査請求に関すること
- ・ その他監査委員の行う監査、審査等に関すること

第2 平成29年度の監査結果

1 平成29年度の監査実施状況

平成29年度の監査実施状況は、次のとおりです。

監査種別	実施箇所数等	監査対象期間	掲載ページ
定期監査	本 庁 218箇所 出先機関 252箇所 合 計 470箇所 (すべての機関実施)	本 庁 平成28年度 出先機関 平成28年度及び 平成29年度期中	14
随時監査	財務会計監査 7箇所 うち本庁監査分 1箇所 抜き打ち分 6箇所 工事技術監査 3箇所 事務事業監査 2箇所 合 計 12箇所	平成28年度及び平成 29年度期中	20
行政監査 (定期監査の 中で行われ た事務事業 監査)	本 庁 218箇所 出先機関 252箇所 合 計 470箇所 (すべての機関実施)	本 庁 平成28年度 出先機関 平成28年度及び 平成29年度期中	23
財政的援助 団体等の監 査	52団体	平成28年度	24
決算審査	普通会計(一般・特別) 公営企業会計	平成28年度	30
基金運用状 況審査	県立美術博物館建設基金	平成28年度	32
健全化判断 比率等審査	全会計 (普通会計、公営企業会計、出資法 人の会計など、すべての会計)	平成28年度	34
例月出納検 査	普通会計(一般・特別) 歳入歳出外現金 公営企業会計 基金	検査月の前月	37
住民監査請 求に基づく 監査	28年度(29年3月)請求1件 29年度請求3件		38

(参考)

監査種別	テーマ	監査対象	掲載ページ
包括外部監査	(テーマ) 防災・減災等事業に関する財務事務 等の執行について	平成28年度(原則)	79

(注) 包括外部監査(個別外部監査)については、資料編(77ページ)を参照してください。

なお、平成29年度は、個別外部監査の実施はありませんでした。

(1) 平成29年度の指摘等の状況一覧

区分		実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘等の区分（件数）（注1）											
					指摘				注意				指導			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
定期 監査	知事部局	250	89	128	1	3	6	10	11	8	11	30	32	19	19	70
	企業局	5	1	1				0				0		1		1
	がんセンター局	1	1	1				0			1	1				0
	議会事務局	5	1	1				0				0	1			1
	各種委員会事務局	9	1	2				0	1			1			1	1
	教育委員会事務局、教育機関	127	55	69			12	12	1		13	14	18	4	19	41
	警察本部、警察署	73	12	13				0			1	1	2	1	8	11
	計	470	160	215	1	3	18	22	13	8	26	47	53	25	47	125
随時監査		12	4	5			3	3		1		1	1			1
行政監査（注2）		0	0	0				0				0				0
財政的援助団体等		52	7	8				0	1			1	6			6
総計（A）		534	171	228	1	3	21	25	14	9	26	49	60	25	47	132
平成28年度 監査実績（B）		521	206	312	0	0	18	18	39	6	35	80	108	30	45	183
増減 （A-B）		13	△ 35	△ 84	1	3	3	7	△ 25	3	△ 9	△ 31	△ 48	△ 5	2	△ 51

（注）

- 1 指摘、注意、指導、意見、指導（検討）の区分は、資料編（75ページ）を参照してください。
- 2 行政監査のうち、定期監査の中で行われた事務事業監査の結果については、定期監査の事務事業の指摘等件数として計上しています。

意見				指導（検討）				計			
財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
		18	18				0	44	30	54	128
			0				0	0	1	0	1
			0				0	0	0	1	1
			0				0	1	0	0	1
			0				0	1	0	1	2
		2	2				0	19	4	46	69
		1	1				0	2	1	10	13
0	0	21	21	0	0	0	0	67	36	112	215
			0				0	1	1	3	5
			0				0	0	0	0	0
			0	1			1	8	0	0	8
0	0	21	21	1	0	0	1	76	37	115	228
0	0	25	25	5	0	1	6	152	36	124	312
0	0	△4	△4	△4	0	△1	△5	△76	1	△9	△84

（知事部局の内訳）

部局名	指摘等の箇所	指摘等の区分（件数）			
		指摘～指導（検討）計			
		財務会計	工事技術	事務事業	計
知事直轄組織	5	3		4	7
危機管理部	4	2	2	2	6
経営管理部	8	4	3	3	10
くらし・環境部	4	1	1	2	4
文化・観光部	6	3		5	8
健康福祉部	14	9	2	11	22
経済産業部	22	7	7	14	28
交通基盤部	26	15	15	13	43
出納局					0
計（C）	89	44	30	54	128
平成28年度 監査実績（D）	105	85	29	64	178
増減 （C-D）	△16	△41	1	△10	△50

2 定期監査

(1) 監査実施状況

県の本庁及び出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（470箇所）について実施しました。

監査の実施方法は、監査委員が監査対象機関に向いて行う実地監査と、書類審査により行う書面監査とがあります。

なお、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を外部委託（アウトソーシング）しています。

ア 総括表

（単位：箇所）

区分	平成29年度						平成28年度						増減 (A-B)	
	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (B)	書面 委託	書面 委託	書面 委託
知事部局	144	[55]	106	(56) [59]	250	(56) [114]	142	[90]	104	(47) [46]	246	(47) [136]	4	(9) [Δ 22]
企業局	3	[3]	2	(1) [2]	5	(1) [5]	2	[2]	2	(1) []	4	(1) [2]	1	(0) [3]
がん センター局	1	[1]			1	(0) [1]	1	[1]			1	(0) [1]	0	(0) [0]
議会事務局	5				5	(0) [0]	5	[5]			5	(0) [5]	0	(0) [Δ 5]
各種委員会 事務局	9	[4]			9	(0) [4]	9	[7]			9	(0) [7]	0	(0) [Δ 3]
教育委員会 事務局、 教育機関	10	[10]	117	(97) [52]	127	(97) [62]	10		119	(99) [75]	129	(99) [75]	Δ 2	(Δ2) [Δ 13]
警察本部、 警察署	46	[46]	27	(15) [16]	73	(15) [62]	46		27	(20) [16]	73	(20) [16]	0	(Δ5) [46]
計	218	(0) [119]	252	(169) [129]	470	(169) [248]	215	(0) [105]	252	(167) [137]	467	(167) [242]	3	(2) [6]

(注) 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、66ページを参照してください。

イ 部局別表

(単位：箇所)

平成29年度							平成28年度							増減 (A-B)					
区分	本庁	出先機関				計 (A)	区分	本庁	出先機関				計 (B)	書面 委託					
		書面 委託	かい	書面 委託	その他				書面 委託	かい	書面 委託	その他			書面 委託				
知事直轄 組織	7		2	(2) [1]		9	(2) [1]	知事直轄 組織	5		2	(1) [1]		7	(1) [6]	2	(1) [Δ 5]		
危機管理部	6		5	(3) [1]		11	(3) [1]	危機管理部	6		5	(3) [5]		11	(3) [11]	0	(0) [Δ 10]		
経営管理部	18		9	(4) [5]	1	(1) [1]	28	(5) [6]	経営管理部	12		8	(6) [3]		20	(6) [15]	8	(Δ 1) [Δ 9]	
						0	(0) [0]	政策企画部 (注3)	9		1			10	(0) [9]	Δ 10	(0) [Δ 9]		
くらし・ 環境部	15		4	(3) [2]	4	(3) [2]	23	(6) [19]	くらし・ 環境部	15		4	(3) [2]	4	(2) [2]	23	(5) [4]	0	(1) [15]
文化・ 観光部	17		3	(2) [3]			20	(2) [20]	文化・ 観光部	14		3	(2)		17	(2) [0]	3	(0) [20]	
健康福祉部	18		17	(8) [8]	18	(4) [13]	53	(12) [39]	健康福祉部	18		17	(8) [11]	18	(1) [1]	53	(9) [12]	0	(3) [27]
経済産業部	29		26	(20) [13]	5	(4) [3]	60	(24) [16]	経済産業部	29		25	(18) [14]	5	(2) [2]	59	(20) [45]	1	(4) [Δ 29]
交通基盤部	29		12	(2) [7]			41	(2) [7]	交通基盤部	29		12	(1) [5]		41	(1) [34]	0	(1) [Δ 27]	
出納局	5						5	(0) [5]	出納局	5					5	(0) [0]	0	(0) [5]	
企業局	3		2	(1) [2]			5	(1) [5]	企業局	2		2	(1)		4	(1) [2]	1	(0) [3]	
がん センター局	1						1	(0) [1]	がん センター局	1					1	(0) [1]	0	(0) [0]	
議会事務局	5						5	(0) [0]	議会事務局	5					5	(0) [5]	0	(0) [Δ 5]	
各種委員会 事務局	9						9	(0) [4]	各種委員会 事務局	9					9	(0) [7]	0	(0) [Δ 3]	
教育委員会 事務局、 教育機関	10		117	(97) [52]			127	(97) [62]	教育委員会 事務局、 教育機関	10		119	(99) [75]		129	(99) [75]	Δ 2	(Δ 2) [Δ 13]	
警察本部、 警察署	46		27	(15) [16]			73	(15) [62]	警察本部、 警察署	46		27	(20) [16]		73	(20) [16]	0	(Δ 5) [46]	
計	218	(0) [119]	224	(157) [110]	28	(12) [19]	470	(169) [248]	計	215	(0) [105]	225	(162) [132]	27	(5) [5]	467	(167) [242]	3	(2) [6]

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数[]書きで内数。なお、アウトソーシングについては、66ページを参照してください。
- 「かい」とは、県の出先機関で予算の令達を受けて歳出予算を執行し、歳入を収納する知事部局の出先機関、学校、警察署等を指します。「その他」とは、「かい」に附設された機関で、健康福祉センターに附設される「保健所」などの出先機関を指します。
- 「政策企画部」については、知事直轄組織、経営管理部及び文化・観光部に業務を移管し廃止されました。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

定期監査実施箇所数	470箇所
指摘等の箇所数	160箇所 (34.0%)

(注) 定期監査実施箇所数にはかいに附設された機関の数も含まれています。

(イ) 件数

区分	指摘等の区分 (件数)					計
	指摘	注意	指導	意見	指導 (検討)	
財務会計	1	13	53			67
工事技術	3	8	25			36
事務事業	18	26	47	21		112
計	22	47	125	21	0	215

(注) 「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導 (検討)」の区分は、資料編 (75ページ) を参照してください。

なお、単純かつ影響の少ないミス等について出される「指導」、「指導 (検討)」は、件数のみ公表しています。

イ 指摘等の内容

(ア) 指摘 (22 件)

a 財務会計 (1 件)

(a) 収入関係 (1 件)

- 河川占用料の徴収誤り (浜松土木事務所)

b 工事技術 (3 件)

- 建設工事現場等における第三者事故等の多発 (下田土木事務所)
- 建設工事現場等における第三者事故及び工事等の関係者事故の多発 (島田土木事務所)
- 建設工事現場等における第三者事故等の多発 (袋井土木事務所)

c 事務事業 (18 件)

- 交通違反 (酒気帯び運転) の発生 (農業戦略課)
- 交通違反 (酒気帯び運転) の発生 (教育総務課)
- 障害福祉サービス事業者の指定等に係る複数の不適切な事務処理 (熱海健康福祉センター)
- 交通加害事故の多発 (西部健康福祉センター)
- 盗撮事件の発生 (熱海土木事務所)
- 特別休暇取得に係る虚偽申請 (沼津土木事務所)
- 交通加害事故の多発 (富士土木事務所)
- 住居侵入等及び窃盗事件の発生 (伊豆総合高等学校)
- 旅費の不正受給と自家用車の不適切な使用 (沼津工業高等学校)
- 盗撮事件の発生 (吉原高等学校)
- 交通加害事故の多発 (富士東高等学校)
- 指定薬物所持事件の発生 (静岡高等学校)

- 窃盗事件の発生（静岡商業高等学校）
- 交通違反（酒気帯び運転）の発生（富士特別支援学校）
- 交通加害事故の多発（藤枝特別支援学校）
- 窃盗事件の発生（中央特別支援学校）
- わいせつ行為の発生（機関名非公表）
- セクシュアル・ハラスメント行為の発生（機関名非公表）

(1) 注意（47件）

a 財務会計（13件）

(a) 収入関係（5件）

- 歳入の会計年度の誤り（危機対策課）
- 港湾使用料及び漁港占用料の徴収誤り（下田土木事務所）
- 河川占用料の徴収誤り（沼津土木事務所）
- 河川占用料の徴収誤り（静岡土木事務所）
- 河川占用料の徴収誤り（袋井土木事務所）

(b) 支出関係（4件）

- 支出事務の放置（市町行財政課）
- 消費税の納付遅延（生活排水課）
- 支出負担行為伺の合議の遅延（人事委員会事務局職員課）
- 通勤手当の認定誤り（富士東高等学校）

(c) 契約関係（2件）

- 建設工事の不適切な契約方法（農林技術研究所）
- 委託業務の不適切な履行確認（畜産技術研究所）

(d) 財産関係（1件）

- 囲いわなの盗難（富士農林事務所）

(e) その他（1件）

- 国税局消費税調査結果による消費税の修正申告（公営住宅課）

b 工事技術（8件）

- 業務委託の不適切な道路設計（賀茂農林事務所）
- 工事における不適切な契約事務及び監督業務（農林技術研究所茶業研究センター）
- 建設工事現場等における第三者事故の多発（熱海土木事務所）
- 建設工事現場における第三者事故の発生（沼津土木事務所）
- 建設工事現場等における第三者事故の多発（富士土木事務所）
- 建設工事現場等における第三者事故の多発（静岡土木事務所）
- 建設工事現場における工事等関係者事故等の多発（浜松土木事務所）
- 建設工事の不適切な積算及び監督業務（御前崎港管理事務所）

c 事務事業（26 件）

- 私立高等学校等就学支援金受給資格認定申請書の紛失（私学振興課）
- メールアドレスの流出 2 件（こども未来課）
- 交通加害事故の発生（がんセンター局）
- 非常勤職員の年次有給休暇付与日数等の誤り（ふじのくに地球環境史ミュージアム）
- 交通加害事故の発生（熱海健康福祉センター）
- 交通加害事故の多発（東部農林事務所）
- 交通加害事故の発生（志太榛原農林事務所）
- 交通加害事故の発生（西部農林事務所）
- 交通加害事故の発生（農林技術研究所）
- 会計書類の紛失（農林技術研究所果樹研究センター）
- 交通加害事故の多発（沼津土木事務所）
- 交通加害事故の発生（伊豆総合高等学校）
- 交通加害事故の発生（御殿場高等学校）
- 交通加害事故の発生（富士高等学校）
- 生徒の個人情報の不適切な管理（富岳館高等学校）
- 傷害事件の発生（静岡東高等学校）
- 交通加害事故の発生（静岡農業高等学校）
- 生徒の個人情報の紛失（榛原高等学校）
- 交通加害事故の発生（天竜高等学校）
- 交通加害事故の発生（浜松湖南高等学校）
- 交通加害事故の多発（浜松湖北高等学校）
- 交通加害事故の発生（袋井特別支援学校）
- 交通加害事故の発生（西部特別支援学校）
- 交通加害事故の発生（浜北特別支援学校）
- 交通加害事故の発生（浜松中央警察署）

(d) 意見（21 件）

a 事務事業（21 件）

- 地方創生の着実な推進（総合計画課）
- 地域外交の展開（地域外交課）
- 第4次地震被害想定及び静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の取組と周知（危機政策課）
- 自主防災組織の担い手の育成・活用（危機情報課）
- コンプライアンスの徹底（人事課）
- 移住・定住施策の取組の継続（くらし・環境部政策監）
- 静岡県耐震改修促進計画の推進への取組（建築安全推進課）
- スポーツ王国静岡の復活に向けた取組の推進（スポーツ振興課）
- 富士山静岡空港の活性化（空港利用促進課）

- 介護人材の確保対策の推進（介護保険課）
- 児童虐待防止対策の強化（こども家庭課）
- ふじのくに健康長寿プロジェクト等の推進（健康増進課）
- 産業人材の確保・育成（労働政策課）
- 農地集約化に向けた取組（農業ビジネス課）
- 静岡茶の消費拡大に向けた支援（お茶振興課）
- 建設産業における担い手確保対策の推進（交通基盤部政策監、建設業課、技術管理課）
- 土砂災害と河川災害の予防対策の推進（河川企画課・河川海岸整備課・土木防災課・砂防課）
- 津波対策の推進（河川企画課・河川海岸整備課・港湾整備課・漁港整備課・農地保全課）
- 教職員の不祥事根絶への取組（教育総務課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課）
- 子どもの体力向上の推進（健康体育課）
- 警察官の人材確保及び女性職員の活躍（警務部警務課）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

平成29年度に指摘等（215件）を行った160機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘、注意及び意見に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘（22件）を行った延べ22機関の改善措置状況は、48ページから59ページまでに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

3 随時監査

(1) 監査実施状況

随時監査は、必要があると認めるとき随時に実施されるものです。

① 財務会計監査

本庁所管課について、財政的援助団体等の財務に関する指導状況を対象に監査を行い、1箇所を実施しました。

出先機関について、会計事務執行の適正化と監査の牽制効果、有効性を高めるため、現金、預金、郵券類等の金品の現物確認を行い、抜き打ちで6箇所を実施しました。

② 工事技術監査

大規模な建設工事のうち施工途中のものを対象に、完成後では調査できない事項について監査を行い、3箇所を実施しました。

③ 事務事業監査

本庁所管課や出先機関に生じた課題への対策の実効性や有効性について、速やかな監査の実施が必要と認められるときに実施するもので、2箇所を実施しました。

ア 総括表

区分	平成29年度 (A)				平成28年度 (B)				増減 (A-B)			
	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
知事部局	(3) 3			(3) 5	(1) 1			(1) 3	(2) 2			(2) 2
企業局				(0) 1								(0) 1
がんセンター局												
議会事務局												
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、教育機関	(2) 2			(2) 2	(1) 1			(1) 2	(1) 1			(1) 0
警察本部、警察署	(2) 2		(2) 2	(4) 4	(1) 1		(1) 1	(2) 2	(1) 1		(1) 1	(2) 2
計	(7) 7	(0) 3	(2) 2	(9) 12	(3) 3	(0) 3	(1) 1	(4) 7	(4) 4	(0) 0	(1) 1	(5) 5

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

イ 部局別表

(単位：箇所)

区分	平成29年度 (A)				区分	平成28年度 (B)				増減 (A-B)			
	財務会計	工事技術	事務事業	計		財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
知事直轄組織					知事直轄組織								
危機管理部					危機管理部								
経営管理部					経営管理部								
					政策企画部 (注2)								
くらし・環境部					くらし・環境部								
文化・観光部	(1) 1	1		(1) 2	文化・観光部		1		(0) 1	(1) 1	0	(1) 1	
健康福祉部					健康福祉部	(1) 1			(1) 1	(△1) △1			(△1) △1
経済産業部					経済産業部								
交通基盤部	(2) 2	1		(2) 3	交通基盤部		1		(0) 1	(2) 2	0	(2) 2	
出納局					出納局								
企業局		1		(0) 1	企業局						1		(0) 1
がんセンター局					がんセンター局								
議会事務局					議会事務局								
各種委員会事務局					各種委員会事務局								
教育委員会事務局、教育機関	(2) 2			(2) 2	教育委員会事務局、教育機関	(1) 1	1		(1) 2	(1) 1	△1	(1) 0	
警察本部、警察署	(2) 2		(2) 2	(4) 4	警察本部、警察署	(1) 1		(1) 1	(2) 2	(1) 1		(1) 2	
計	(7) 7	(0) 3	(2) 2	(9) 12	計	(3) 3	(0) 3	(1) 1	(4) 7	(4) 4	(0) 0	(1) 1	(5) 5

(注)

1 ()は書面監査実施箇所数(内数)

2 「政策企画部」については、知事直轄組織、経営管理部及び文化・観光部に業務を移管し廃止されました。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

区分	財務会計監査	工事技術監査	事務事業監査
監査実施箇所数	7箇所	3箇所	2箇所
指摘等の箇所数	1箇所	1箇所	2箇所

(イ) 件数

指摘等の区分（件数）					
指摘	注意	指導	意見	指導（検討）	計
3	1	1			5

(注)「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導（検討）」の区分は、資料編（75ページ）を参照してください。

イ 指摘等の内容

(ア) 指摘（3件）

- ・ 虚偽有印公文書作成・同行使事案の発生（警察本部監察課）
- ・ 窃盗事案の発生（警察本部監察課）
- ・ 準強制わいせつ及び特別公務員暴行陵辱事案の発生（細江警察署）

(イ) 注意（1件）

- ・ 建設工事現場での死亡事故の発生（文化・観光部空港運営課）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

平成29年度に指摘（3件）を行った2機関と注意（1件）を行った1機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、その内容は県公報に掲載しました。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

4 行政監査

県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果をあげているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうかを主眼として実施しました。

(1) 定期監査の中で行うもの

定期監査の中で行う事務事業監査については、3E（経済性：Economy 効率性：Efficiency 有効性：Effectiveness）を重視して実施しました。

■具体的な着眼点・実施方法

- ・新公共経営の理念に基づく行財政運営等への取組状況（総合計画又は施策展開表等の進捗度）
- ・事業の成果及び効果の状況（効果が数値化されないものについても同様とする。）

1 本庁

各部局における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心にして監査を実施

2 出先機関

各機関の主要事業及び課題事項を中心にして監査を実施

■事務事業に係る3Eの視点からの監査の実施

- ・最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）を監査しました。

1 監査の対象事業

- ・広報啓発事業
- ・各種の調査委託事業
- ・催事イベント等の開催事業

2 監査の対象機関

定期監査の対象機関のうち、実地監査を行う機関

(2) テーマを特定して行うもの

平成29年度に実施したものはありません。

* 行政監査の結果は、「2 定期監査 (2) 指摘等の状況 ア指摘等の件数 (イ)件数」(16 ページ)の「事務事業」の結果として出されています。具体的には、16～19ページを参照してください。

5 財政的援助団体等の監査

(1) 監査実施状況

県の出資率が25%以上の出資団体、県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、公の施設の管理受託者（指定管理者）等の中から選定した団体を対象とし、29年度は52箇所について実施しました。

ア 総括表

（単位：箇所）

区分	平成29年度(A)		平成28年度(B)		増減 (A-B)	
	書面	委託	書面	委託	書面	委託
出資団体	17	(7) [16]	14	(9) [12]	3	(△2) [4]
補助団体	26	(24) [17]	26	(25) [19]	0	(△1) [△2]
貸付団体	1	(1) [0]			1	(1) [0]
指定管理者	8	(8) [3]	7	(7) [3]	1	(1) [0]
その他必要と認めた 団体					0	(0) [0]
計	52	(40) [36]	47	(41) [34]	5	(△1) [2]

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、66ページを参照してください。
- 出資団体17箇所の内、9団体が補助団体、貸付団体又は指定管理者にも該当しています。補助団体26箇所の内、2団体が指定管理者又は貸付団体にも該当しています。

イ 所管部局別表

(単位：箇所)

区分	平成29年度(A)		区分	平成28年度(B)		増減(A-B)	
		書面 委託			書面 委託		書面 委託
知事直轄組織	1	(1) [1]	知事直轄組織	1	(1) [1]	0	(0) [0]
危機管理部			危機管理部			0	(0) [0]
経営管理部			経営管理部			0	(0) [0]
			政策企画部 (注2)	1	(1) [1]	△ 1	(△1) [△ 1]
くらし・環境部	2	(2) [2]	くらし・環境部			2	(2) [2]
文化・観光部	17	(14) [12]	文化・観光部	22	(19) [17]	△ 5	(△5) [△ 5]
健康福祉部	11	(7) [5]	健康福祉部	7	(5) [3]	4	(2) [2]
経済産業部	10	(6) [7]	経済産業部	9	(8) [7]	1	(△2) [0]
交通基盤部	8	(7) [6]	交通基盤部	6	(6) [4]	2	(1) [2]
出納局			出納局			0	(0) [0]
企業局			企業局			0	(0) [0]
がんセンター局			がんセンター局			0	(0) [0]
議会事務局			議会事務局			0	(0) [0]
各種委員会事務局			各種委員会事務局			0	(0) [0]
教育委員会事務局、 教育機関	1	(1) [1]	教育委員会事務局、 教育機関	1	(1) [1]	0	(0) [0]
警察本部、警察署	2	(2) [2]	警察本部、警察署			2	(2) [2]
計	52	(40) [36]	計	47	(41) [34]	5	(△1) [2]

(注)

- 1 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。
なお、アウトソーシングについては、66ページを参照してください。
- 2 「政策企画部」については、知事直轄組織、経営管理部及び文化・観光部に業務を移管し廃止されました。

ウ 監査箇所一覧

区分	団体種別	団体名	出資率	所在地	平成29年度所管課	
出資団体			(出資率)			
		特別法人 静岡県住宅供給公社	66.7%	静岡市	くらし環境・住まいづくり	
	(補・指)	公益財団法人 静岡県舞台芸術センター	100.0%	静岡市	文化観光・文化政策	
	(補)	公立大学法人 静岡県公立大学法人	100.0%	静岡市	文化観光・大学	
	(補)	公立大学法人 静岡文化芸術大学	100.0%	浜松市	文化観光・大学	
		公益財団法人 静岡県生活衛生営業指導センター	45.4%	静岡市	健康福祉・衛生	
	(補・貸)	地方独立行政法人 静岡県立病院機構	100.0%	静岡市	健康福祉・医療政策	
		公益財団法人 静岡県腎臓バンク	48.8%	浜松市	健康福祉・疾病対策	
		一般財団法人 静岡県労働福祉事業協会	99.9%	静岡市	経済産業・労働政策	
	(補・貸・指)	公益財団法人 静岡県産業振興財団	100.0%	静岡市	経済産業・商工振興	
	(指)	公益財団法人 静岡県コンテナ輸送振興協会	33.3%	浜松市	経済産業・企業立地推進	
	(補・貸)	公益社団法人 静岡県農業振興公社	50.0%	静岡市	経済産業・農業ビジネス	
	(補)	公益財団法人 世界緑茶協会	100.0%	静岡市	経済産業・お茶振興	
		公益財団法人 静岡県漁業振興基金	48.0%	静岡市	経済産業・水産資源	
		特別法人 静岡県土地開発公社	100.0%	静岡市	交通基盤・公共用地	
		特別法人 静岡県道路公社	99.7%	静岡市	交通基盤・道路保全	
	(補)	株式会社 天竜浜名湖鉄道(株)	39.7%	浜松市	交通基盤・地域交通	
	公益財団法人 静岡県暴力追放運動推進センター	81.0%	静岡市	警察・組織犯罪対策		
		(計 17箇所)				
補助団体	①県の代行機関					
	(貸・指)	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会		静岡市	健康福祉・地域福祉	
	②私学経常費補助等					
	幼稚園以外	学校法人 沼津精華学園			沼津市	文化観光・私学振興
		学校法人 誠恵学院			沼津市	文化観光・私学振興
		学校法人 新静岡学園			静岡市	文化観光・私学振興
		学校法人 誠心学園			浜松市	文化観光・私学振興
		学校法人 浜松海の星女学院			浜松市	文化観光・私学振興
	幼稚園	学校法人 耕雲寺学園			沼津市	文化観光・私学振興
		学校法人 協谷学園			静岡市	文化観光・私学振興
		学校法人 千代学園			焼津市	文化観光・私学振興
		学校法人 島田南学園			島田市	文化観光・私学振興
		学校法人 浜松平和学園			浜松市	文化観光・私学振興

区分	団体種別	団体名	所在地	平成29年度所管課	
(貸)	③定期的でない事業費補助				
	公益社団法人	静岡県観光協会	静岡市	文化観光・観光政策	
	一般社団法人	静岡県医師会	静岡市	健康福祉・地域医療	
	④定期的でない建設費補助(*建設費補助のみ対象)				
	社会福祉法人	白寿会	磐田市	健康福祉・介護保険	
	社会福祉法人	富水会	藤枝市	健康福祉・障害者政策	
	学校法人	順天堂	伊豆の国市(東京都)	健康福祉・地域医療	
	株式会社	静岡ガス(株)	静岡市	経済産業・エネルギー政策	
	⑤その他の助成団体				
	公益社団法人	静岡県国際経済振興会	静岡市	知事直轄・地域外交	
	公益財団法人	静岡県グリーンバンク	静岡市	くらし環境・環境ふれあい	
	社会福祉法人	聖隷福祉事業団	浜松市	健康福祉・地域医療	
	その他	静岡県厚生農業協同組合連合会	静岡市	健康福祉・地域医療	
	公益財団法人	静岡県特産野菜生産出荷安定資金協会	静岡市	経済産業・農芸振興	
	その他	ふじのくに花の都しずおか推進協議会	静岡市	経済産業・農芸振興	
	一般社団法人	静岡県バス協会	静岡市	交通基盤・地域交通	
	一般社団法人	静岡県トラック協会	静岡市	交通基盤・地域交通	
	一般財団法人	静岡県交通安全協会	静岡市	警察本部・交通企画	
	(計 26箇所)				
	貸付団体	株式会社	(株)フジドリームエアラインズ	静岡市	文化観光・空港利用促進
(計 1箇所)					
指定管理者	その他	静岡県体育協会グループ【武道館】	藤枝市(静岡市)	文化観光・スポーツ振興	
	株式会社	静岡ビル保善(株)【富士水泳場】	富士市(静岡市)	文化観光・スポーツ振興	
	その他	シンコースポーツ・静岡ビル保善グループ【総合健康センター】	三島市(東京都)	健康福祉・健康増進	
	その他	環浜名湖の地域活性を考える会【水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設】	浜松市	経済産業・研究開発	
	その他	東京ドーム・東急・静鉄共同事業体【草薙総合運動場】	静岡市(東京都)	交通基盤・公園緑地	
	株式会社	小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)【富士山こどもの国】	富士市(東京都)	交通基盤・公園緑地	
	その他	浜名湖えんてつグループ【浜名湖ガーデンパーク】	浜松市	交通基盤・公園緑地	
	その他	日本キャンプ協会グループ【朝霧野外活動センター】	富士宮市(東京都)	教育委員会・社会教育	
	(計 8箇所)				
合計	(計 52箇所)				

(注) 1 区分欄の()は、掲載区分以外に、(補)：補助金交付団体、(貸)：資金貸付団体、(指)：指定管理者と重複して実施する団体。

2 団体種別 団体名欄の【 】は、指定管理者が管理する施設。

3 所在地欄が2段書になっている場合、上段は団体が管理する施設の所在地、下段は団体の所在地を指す。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

監査実施箇所数	52箇所
指摘等の箇所数	7箇所 (13.5%)

(イ) 件数

区分	指摘等の区分（件数）					
	指摘	注意	指導	意見	指導（検討）	計
財務会計		1	6		1	8
工事技術						
事務事業						
計		1	6		1	8

(注)「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導（検討）」の区分は、資料編（75ページ）を参照してください。

なお、単純かつ影響の少ないミス等について出される「指導」、「指導（検討）」は、件数のみ公表しています。

イ 指摘等の内容

(ア) 注意（1件）

a 財務会計（1件）

- ・ 補助金に係る予算額を超えた支出（公益財団法人 静岡県特定野菜生産出荷安定資金協会）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

平成29年度に注意等（8件）を行った7機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、注意に係る報告内容は県公報に掲載しました。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

6 決算審査及び基金運用状況審査

(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

平成28年度静岡県一般会計及び12特別会計

イ 審査の期間

平成29年7月26日から平成29年8月30日まで

ウ 審査の結果

平成28年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認める。

エ 審査の意見

(1) 財政の健全化への取組について	<ul style="list-style-type: none"> 今後、県の財政状況や財政を取り巻く環境はより一層厳しさを増すと考えられることから、今までも増して財政の健全化への取組を積極的に推進されたい。
(2) 収入未済額の縮減への取組について	<ul style="list-style-type: none"> 個人県民税については、平成23年度から6年度連続して収入未済額が縮減されてきており、平成29年度の収入率も更なる向上が期待されるが、県の財政は厳しさを増しており、自主財源である県税の確保は重要な命題となっている。個人県民税については、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徴収強化に努められたい。 税外の未収金については、全庁的な観点から部局を横断して対策に取り組む「税外収入債権管理調整会議」を設置し、平成23年度から過年度未収金について、回収目標や整理目標を立て縮減に向けた各種の取組を行っている。 しかしながら、28年度においても設定した目標と実績に乖離のある科目が見受けられるため、個々の実情に応じた適切な目標を設定した上で、目標達成のために有効な対策を講じることにより、収入未済の縮減・解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努力されたい。また、これを進めるためにも、債権管理事務についてさらなる研修等の充実に努められたい。
(3) 事業繰越の縮減について	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度は国の経済対策という特殊事情により繰越額が大きくなっているほか、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことなどの理由によるものも前年度を上回っていることから、事業効果を早期に発揮できるよう、関係機関等との十分な調整を行うなど、引き続き的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り、繰越額の縮減に努められたい。
(4) 不用額について	<ul style="list-style-type: none"> 財政運営が厳しい中で財源の有効な活用を図るため、予算の適正額の確保と適時・的確な見直しによる不用額の縮減について、監査委員は繰り返し意見を述べてきており、2年連続で不用額の縮減が実現できたことは評価できる。引き続き、当初予算計上時から精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、効率的な予算執行に努められたい。
(5) 特別会計について	<ul style="list-style-type: none"> 特別会計全体では不用額が減少している中で、林業改善資金など一部の特別会計で予算に対する執行率が低く、毎年度、多額の収支差額が生じ翌年度に繰り越される状況となっている。平成25年度には国への自主返納が実施され執行率が改善したが、返納のなかった26

	<p>年度以降は執行率が低下しており、28年度の貸付実績は、林業改善資金が0件、沿岸漁業改善資金は2件との状況となっている。事業の実施に当たっては、運用面での見直しを図り、利用者の利便性の向上に努めるとともに、年間の資金使用見込み額を的確・正確に把握した上で、資金需要に見合った額を予算化するなど、適正な資金管理に一層努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 清水港や御前崎港では、県債（臨海債）を原資として土地造成を行い、その土地を売却して、県債の償還に充てる臨海土地造成事業を実施している。県債の償還は確実に進んでいかなければならないが、平成26年度以降は土地売却実績がなく、このまま売却ができない場合には、平成31年度に基金も枯渇してしまうという試算結果が出ている。 土地の売却が進んでいない理由には、経済状況等さまざまな要因があり、特に東日本大震災の津波被害による影響も大きいと考えられるが、事業の趣旨からも臨海債の償還は土地の売却益から行われるべきである。土地売却にあたっては、両港の港湾計画を踏まえて、両港の発展に資するよう関係者と十分に調整を進めるとともに、貸付等により少しでも収益の改善が図られるよう努められたい。
<p>(6) 財務会計事務等の適正な執行について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定期監査等において、時間外勤務手当の不正受給や拾得物の窃盗、措置入院の費用認定手続きの怠りにより「指摘」となっているほか、自動車税還付関係書類の紛失や補助金交付額の確定手続きを怠るなど不適切な取扱いが発生し「注意」となった。 そのほか、28年度においては支出負担行為遅延や事務処理の遅延、占用料などの収入での徴収誤り、非常勤職員等の任用等の事務処理や有給休暇付与の事務に関する誤りなどの不適切な執行が複数見受けられた。 会計事務処理の誤りについては、担当職員の関係法令等の理解不足や事務処理の執行方法などに問題があるといえるが、毎年のように発生する不適正な事務処理に対しては、担当者の資質やコンプライアンス意識の向上とともに、個人のミスや処理の遅延を組織として防止する体制づくりの強化が重要である。 出納局では、27年度の会計事務指導検査の結果を踏まえ重点テーマを絞り込んで研修を実施するなど、引き続き様々な研修を積極的に実施するとともに、従前より会計事務職員にとって必携であった「財務会計事務の手引き」に加え、平成24年度に作成・周知した「財務会計基本ブック」を毎年適宜改定するなど、会計事務についての理解を深める取組を行っている。また、経営管理部においても、28年度には技術職員や臨時職員、非常勤職員を対象とした研修を新たに開始するなど研修の強化に取り組んでおり、事務処理の適正化に向けた様々な取組を行っている。 今一度、正確な会計事務の大切さを認識したうえで、職場内の実効性のあるチェック機能を構築し、適正な会計事務の執行に努められたい。
<p>(7) 財産管理等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県では、平成25年度にファシリティマネジメントの実施方針を作成し、取組の4本柱である総量適正化、長寿命化、維持管理経費の最適化、有効活用について具体的な方針を定めた。この実施方針に沿って、平成28年度においては、施設の稼働率や劣化度等の複数の指標により施設の方向性を評価・分類する施設アセスメント（建物等評価編）を実施するとともに、県有建築物長寿命化設計ガイドラインを作成するなど、県有施設を良好な状態で次世代へ引き継ぐための取組を実施している。全庁を挙げた積極的な対応により、経営的な視点から県有施設を総合的に企画・管理・活用するこの取組の効果が、早期に現れることを期待する。 総量適正化に向けた未利用財産の売却については、平成25年度を計画初年度とする5か年の「県有財産の売却計画及び利活用計画」を策定した。前5か年計画で生じていた売却が困難な土地については、現計画策定の際の見直しにより仕分けを行い、売却可能な土地を再計上するなど、売却に向け積極的に取り組んでいる。28年度は、建物付売却を引き続き行い、早期売却を図っているが、防潮堤完成後の方が高く売れると見込まれる物件を先送りするなど条件整備で時間を要しているものがあり、売却額の実績は当初計画額の87.0%と

	<p>なったものの、25年度から28年度までの4年間の売却実績は5か年計画全体の69.0%にとどまっている。今後とも適正な売却に取り組むとともに、未利用財産の掘り起こしなどにより計画に含まれていない売却可能な土地が生じた場合には、速やかに計画に取り込むなどの見直しを行いながら、積極的な売却に努められたい。</p> <p>財産管理に係る事務については、「指摘」となるような重大な誤りはなかったが、財産台帳の紛失や未作成、記載漏れ、行政財産使用許可通知の記載誤り、金券類受払簿の未作成などの、事務処理上の不適切な事例が散見されている。県有財産は、県民の財産であるという意識をもって、適切な管理に努められたい。</p>
--	---

(2) 基金運用状況に対する審査の実施状況

ア 審査の対象

静岡県立美術博物館建設基金

イ 審査の期間

平成29年7月26日から平成29年8月30日まで

ウ 審査の結果及び意見

審査の結果、本基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

(3) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

平成28年度静岡県工業用水道事業
平成28年度静岡県水道事業
平成28年度静岡県地域振興整備事業
平成28年度静岡県立静岡がんセンター事業

イ 審査の期間

平成29年7月26日から平成29年8月30日まで

ウ 審査の結果

工業用水道事業ほか3事業の決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、平成29年3月31日現在の財政状況及びその日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認める。

エ 審査の意見

(1) 工業用水道事業	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の更新や安定した事業経営を行うにあたり、長期的視点に立った経営ビジョンや、将来必要となる施設規模を踏まえた更新計画が必要と思われる。 「水道施設更新マスタープラン」に基づいた「長期修繕・改良計画」及び「経営戦略」の策定を進め、将来に亘る経営の健全化に努められたい。 • 今後も、災害発生時における工業用水ユーザーとの情報共有を進めるとともに、ユーザーと協力・連携した防災訓練の実施等の取組を継続し、緊急時における早期復旧対応の充実を図りつつ、安定した工業用水の供給の維持に努力されたい。
-------------	--

(2) 水道事業	<ul style="list-style-type: none"> • 水道事業については、今後管路等の大規模更新を行うにあたって費用の増加が見込まれている。このことから、平成 29 年 3 月に公表された「水道施設更新マスタープラン」に基づいた「長期修繕・改良計画」及び「経営戦略」の策定を進め、将来に亘っての経営の健全化の維持に努められたい。 • 今後も、災害や事故に強い体制を維持するとともに、水需要の変化等に的確に対応していくため、受水市町の意見を十分に踏まえつつ、将来に亘る安全・安心な供給に努められたい。
(3) 地域振興整備事業	<ul style="list-style-type: none"> • 事業に着手している工業用地造成事業にあつては、計画に沿った事業の進捗に努めるとともに、富士山麓フロンティアパーク小山造成事業により創出される工業団地の早期分譲に向けて取り組んでいただきたい。また、オーダーメイド方式による工業用地造成事業についても、計画に従って推進されたい。 • 今後も、工業用水の需要拡大に繋がるユーザー支援や地域産業の振興を図るための CNF の開発支援等、収益事業の可能性について、国や市町、県の関係部局と調整・連携し、調査研究の一層の推進を図られたい。
(4) 静岡がんセンター事業	<ul style="list-style-type: none"> • 新たに策定された新公立病院改革プラン「静岡がんセンター病院事業経営見通し」の確実な遂行により、高度・先進医療等を継続的に提供するとともに、研究所事業を含めた純損益の黒字化を目指し、安定した病院経営を図られたい。また、前年度に引き続き、未処理欠損金が増加しているため、新公立病院改革プランによる一層の効率的な経営により、その解消に努められたい。 • 過年度未収金は、依然として 1 億 1 千 9 百万円余と多額に上るので、引き続き、新たな収入未済の発生防止と早期回収に努めるとともに、欠損処分等による回収困難な未収金の整理に努められたい。 • 全国的な医師・看護師の確保競争が続く中、615 床の全床開棟に向けた医療スタッフの確保に努められたい。とりわけ、配置定数に対して不足している麻酔科等の医師確保に向けて取り組まれたい。

7 健全化判断比率等審査

(1) 健全化判断比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

イ 審査の期間

平成29年8月10日から平成29年8月30日まで

ウ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、算定された健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

区 分	平成28年度 健全化判断比率	平成27年度 健全化判断比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%	15%
実質公債費比率	13.5%	14.0%	25%	35%
将来負担比率	228.0%	223.1%	400%	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額が生じない場合の比率は「—」と表示

エ 審査の意見

実質公債費比率	実質公債費比率は13.5%で早期健全化基準（25%）未満であり、前年度実績（14.0%）に比べて0.5ポイント改善している。 今後も公債費の縮減等により財政負担のより一層の軽減に努められたい。
将来負担比率	将来負担比率は228.0%で早期健全化基準（400%）未満であるが、前年度実績（223.1%）に比べ4.9ポイント悪化している。 また、将来負担額の大半を占める地方債現在高が3兆1,736億8,473万3千円と多額で、前年度に比べ319億4,529万6千円増加しているため、将来、財政を圧迫することがないように、地方債などの将来負担額の適正な管理に努められたい。

(参 考)

【健全化判断比率とは】

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持ちます。

実質赤字比率	一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
連結実質赤字比率	一般会計及びすべての特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したものです。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

実質公債費比率	借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。この比率が高いほど、返済負担が重いことを表します。
将来負担比率	一般会計等の将来支払っていく財政負担（地方債現在高及び債務負担行為額）だけでなく、将来支払っていく可能性のある財政負担（地方公社等に係る実質的な負債等）を指標化したものです。この比率が高いほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高いことを表します。

(2) 資金不足比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県流域下水道事業特別会計
- ・ 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

イ 審査の期間

平成29年8月10日から平成29年8月30日まで

ウ 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

平成28年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。

区分		公営企業会計名	平成28年度 資金不足比率	平成27年度 資金不足比率	経営健全化 基準
法 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県工業用水道事業会計	—	—	20%
		静岡県水道事業会計	—	—	
	静岡県立静岡がんセンター事業会計	—	—		
	宅地造成	静岡県地域振興整備事業会計	—	—	
法非 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県流域下水道事業特別会計	—	—	
	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	—	—	

(注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部が適用される公営企業のことをいう。

法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。

2 資金不足額が生じない場合の比率は、「—」と表示

エ 審査の意見

平成28年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。

(参 考)

【資金不足比率とは】

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。この比率が一定基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければなりません。

【法適用企業と法非適用企業の経理事務】

法適用企業は地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される公営企業であり、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保するために経理事務は企業会計方式で行われます。

法非適用企業は、地方公営企業法の適用を受けない公営企業であり、経理事務は官庁会計方式で行われます。

8 例月出納検査

(1) 根拠

地方自治法（以下「法」という。）第235条の2第1項に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について検査を行うこととなっています。

(2) 検査の対象

ア 普通会計（一般会計・特別会計）、歳入歳出外現金及び基金

イ 公営企業会計

- ・ 企業局会計（工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計）
- ・ 静岡がんセンター事業会計

(3) 実施時期・方法

ア 実施時期

法第235条の2第1項では「毎月例日を定めて」検査することとされており、本県では、静岡県監査委員に関する条例第10条で、毎月25日から月末までの間に行うこととしています。なお、検査の対象は、原則として前月分です。

<平成29年度実績>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	28	31	30	31	31	29	31	30	28	31	28	29

イ 実施方法

原則として、書面検査ですが、毎年1回は面接検査を行うこととしています。

（平成29年度は、平成30年1月が面接検査）

なお、予備検査については、平成16年度から検査の正確性、透明性及び効率性を高めるため、公認会計士の一部を委託して実施しています。

（平成29年度は、普通会計等と静岡がんセンター事業会計の予備検査を外部委託で実施）

(4) 検査結果

29年度は、出納関係諸帳簿及び証拠書類等を照合検査した結果、いずれも適正でした。

(5) 結果報告

検査の結果は、法第235条の2第3項の規定に基づき、県議会及び知事に報告することとされており、本県では検査の都度、その結果を書面で報告しています。

9 住民監査請求に基づく監査

(1) 監査実施状況

区分 年度	前年度から の繰越	受 付	却 下	受 理			翌年度 への繰越
				勸 告	棄 却	却 下	
平成25年度	0	2		2	2		0
平成26年度	0	1		1	1		0
平成27年度	0	1		1	1		0
平成28年度	0	3		2	1	1	1 (注)
平成29年度	1	3		4	4		0

(注) 平成29年3月下旬に受付したため、受理等の判断は翌年度へ繰り越した。

(2) 監査の結果（平成29年度）

請求年月日	H29.3.28	請求者	桜井建男
監査の対象	県立高校教員への給与等の支給		
請求の概要	静岡県教育委員会は、県立高校教員Aの非違行為を平成29年1月か2月には覚知しているはずであり、覚知時点で懲戒処分にすべきであったのに、担当の県教育委員会は、懲戒処分をせず漫然と給与等を払い続けて静岡県に損害を与えている。当該教員に支払った給与相当分の賠償につき必要な措置を講ずることを求める。		
監査の結果と通知日	棄却（H29.5.15）		
結果の概要	当該教員が非違行為を行ったとする明白な証拠と事実を確認することをできないため、現時点で処分を行わないことが違法又は不当であるとは認められない。懲戒処分を受けていない教員Aに給与等を支給することは違法不当な公金の支出に当たらず、県には支給した給与等の返還請求権が存在しない。		

請求年月日	H29.6.29	請求者	桜井建男
監査の対象	静岡県バスケットボール協会に対する競技力向上対策事業費補助金の交付		
請求の概要	静岡県は、任意団体静岡県バスケットボール協会の使途不明金を問題視し、平成28年度分補助金交付を留保し、同協会に対し是正を勧告した。しかし、実際には会計処理、資金管理の具体的な是正を確認することなく、補助金交付の留保を解除し、交付を決定したことは、違法不当な公金支出と認められるため、一般社団法人静岡県バスケットボール協会に対する補助金の交付差止ないし支払い済みの補助金の返還請求につき、必要な措置を講ずることを求める。		
監査の結果と通知日	棄却（H29.8.25）		
結果の概要	任意団体静岡県バスケットボール協会は静岡県に事務執行体制の改善の報告を行い、県がその報告内容をもって、事務執行体制の改善がされ、是正措置が行われたと判断し、補助金交付額の留保解除を行ったことは合理性があり妥当と考えられる。補助金の交付手続は規則や交付要綱に従って適正に行われており、補助金の交付を取り消すことができる事実は存在せず、違法若しくは不当な公金の支出は行われていないため、県には補助金の返還請求権は存在しない。		

請求年月日	H29.9.11	請求者	富田家一郎 富田節子
監査の対象	平成28年度政務活動費の交付		
請求の概要	<p>平成28年度政務活動費の収支報告書とその添付書類を閲覧したところ、静岡県議会自民改革会議会派（以下「会派」という。）の森竹治郎議員の事務所費、事務費、資料購入費、人件費の合計1,585,001円及び鈴木洋佑議員の人件費の1,068,385円については、県議会で定めた「政務活動費制度と運用指針」（平成27年4月改訂）（以下「運用指針」という。）に反する不適切な支出と思われるので、当該会派に対し、政務活動費を返還するよう求める。</p> <p>不適切な支出というのは、森議員及び鈴木議員のいずれの経費も政務活動、政党活動、後援会活動等の活動実績に応じて按分により充当すべきにもかかわらず、按分していない。</p> <p>また、鈴木議員の人件費の時給が他の議員に比べ非常に高額で社会通念上妥当な範囲を超えており、公金を充当するには著しく不公平である。</p>		
監査の結果と通知日	棄却（H29.11.9）		
結果の概要	<p>両議員における平成28年度政務活動費の交付について、静岡県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）、運用指針及び会派が定めた政務活動費の手引等に反しているかどうかを検討した結果、違法不当な政務活動費の充当を確認できなかった。したがって、県は会派に交付した政務活動費について、条例に基づき返還を求めることはできない。</p>		
意見	<p>今後、静岡県議会事務局においては、一般的・外形的な書面上の審査であっても各議員の政務活動費の実態をより一層正確に把握した上で、条例や運用指針等の規定に従って、政務活動費執行の事務処理のチェックに努められたい。</p>		

請求年月日	H29.9.15	請求者	寺澤暢紘
監査の対象	平成28年度公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会に対する補助金の交付		
請求の概要	<p>監査対象機関（静岡県障害福祉課）は、公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会（以下「もくせい会」という。）に対して、平成28年度民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金として1,441,000円、保健衛生活動事業費補助金として550,000円の交付を行った。</p> <p>もくせい会は、障害者福祉事業の不適切な会計処理を長年行っている実態があり、不適切な実態に対し理事会での指摘もなく、法人監査機能も発揮されず、理事会議事録の作成も行われず、法人全体がガバナンスに欠ける状況にある。</p> <p>また、同補助金については、その使途の内容の大半が補助金の趣旨及び事業に合致しないにもかかわらず、監査対象機関は厳正な点検、確認をすることもなく、漫然と補助金を交付している。県財政に損害を与えたもくせい会に対して、交付された補助金の返還を求める。</p>		
監査の結果と通知日	棄却（H29.11.13）		
結果の概要	<p>もくせい会の事業運営に不適正な点があったとは認められず、また、同補助金の支出については、いずれも交付規則及び交付要綱に反した支出をしているとは認められない。したがって、違法若しくは不当な公金の支出は存在しない。</p>		
意見	<p>健康福祉部においては、民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金交付要綱及び保健衛生活動事業費補助金交付要綱の補助対象事業の規定が抽象的であることから、詳細な運用基準の策定などを通して公平性、透明性の確保に努めるとともに、補助金の交付の決定及び交付額の確定に当たり事業内容を慎重に審査し、必要に応じ補助対象団体への指導、助言に努められたい。</p>		

10 平成29年度の意見・指摘の主な事例

以下の事例は、平成29年度監査で「意見」「指摘」の結果（注1）を出したもののうち、事案として重大なもの、又は社会的関心が高いと思われる事例です。

職員による不祥事が依然として発生しており、その根絶に向けた取組は喫緊の課題です。

事例番号	監査区分	件名	監査結果	部局	監査時期 (注2)	備考	掲載ページ
1	定期行政	地方創生の着実な推進	意見	知事直轄組織	29年8月		41
2	定期行政	自主防災組織の担い手の育成・活用	意見	危機管理部	29年8月		41
3	定期行政	コンプライアンスの徹底	意見	経営管理部	29年8月		42
	定期行政	教職員の不祥事根絶への取組	意見	教育委員会事務局	29年8月		
4	定期行政	移住・定住施策の取組の継続	意見	くらし・環境部	29年7月		43
5	定期行政	スポーツ王国静岡の復活に向けた取組の推進	意見	文化・観光部	29年8月		43
6	定期行政	介護人材の確保対策の推進	意見	健康福祉部	29年8月		44
7	定期行政	障害福祉サービス事業者の指定等に係る複数の不適切な事務処理	指摘	健康福祉部	29年11月	1健康福祉センターに対して指摘	44
8	定期行政	交通違反(酒気帯び運転)の発生	指摘	経済産業部 教育委員会事務局 教育機関	29年7月 ～11月	教育機関においては、1特別支援学校に対して指摘	45
9	定期行政	静岡茶の消費拡大に向けた支援	意見	経済産業部	29年7月		45
10	定期行政	土砂災害と河川災害の予防対策の推進	意見	交通基盤部	29年8月		46
11	定期財務	建設工事現場等における第三者事故等の多発	指摘	交通基盤部	29年7月 ～30年2月	3土木事務所に対して指摘	46
12	定期行政	指定薬物所持事件の発生	指摘	教育機関	29年6月	1高校に対して指摘	47
13	定期行政	警察官の人材確保及び女性職員の活躍	意見	警察本部	29年8月		47

(注)

- 「意見」「指摘」の区分は、資料編（75ページ）を参照してください。
- 「監査時期」は監査を行った主な時期であり、事例の発生時期、監査結果の公表時期とは異なります。

事例 1

地方創生の着実な推進【意見】

＜部局名＞知事直轄組織

知事直轄組織に対し、次の意見を述べました。

総務省の「住民基本台帳人口移動報告」（平成 28 年結果）によれば、本県の転出超過数は 6,390 人と、平成 27 年度に比べ増加し、順位も全国ワースト 4 位と厳しい状況が続いています。



県では、平成 27 年 10 月に策定した「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進を図るため、産官学金労言の各界各層の代表者等で構成される「県民会議」や、未来の主役である若者たちと長期ビジョンで展望する人口減少社会を見据えた戦略を議論する「次代を担う若者たちによる県民会議」を設け、人口減少社会の克服に向け、地方創生に取り組んでいるところです。

こうした会議の場でも出された意見を集約するとともに、幅広い県民の英知を結集し、今後の施策に積極的に反映させ、オール静岡で総合戦略に基づく事業に取り組み、その適切な進捗管理、改善を行い、地方創生の着実な推進に努めてください。

事例 2

自主防災組織の担い手の育成・活用【意見】

＜部局名＞危機管理部

危機管理部に対し、次の意見を述べました。

自主防災組織は、災害発生時には初期消火や被災者の救出・救助、情報収集や避難所の運営など、大変重要な役割を担う組織ですが、役員の高齢化やリーダー不足、女性役員が少ないことなどが課題となっています。また、平成 28 年 4 月の熊本地震においても、自主防災組織の役割の重要性が改めて認識されたところです。



地震防災センター等において人材育成研修などに取り組み、多数の者が知事認証を取得するなど成果が表れていますが、それらの人々が自主防災組織に効果的に活用されるよう、市町との連携強化に努めてください。

事例3

コンプライアンスの徹底【意見】
教職員の不祥事根絶への取組【意見】

＜部局名＞経営管理部
＜部局名＞教育委員会事務局

経営管理部、教育委員会事務局のそれぞれに対し、次の意見を述べました。

（経営管理部）

平成28年度に懲戒処分された職員は合計10人で、平成27年度に比べ1人増加し、ここ5年間では平成25年度と並んで最も多い人数となっています。平成28年度は職場意見交換会の実施、技術職員や臨時・非常勤職員を対象とした研修を新たに開始するなど、研修の強化にも取り組んでいますが、職員に対しコンプライアンス意識のさらなる徹底を図るとともに、対策の見直しや改善を図り、県民の信頼回復に努めてください。

（教育委員会事務局）

県教育委員会では、教職員の不祥事根絶に向けた多角的な取組を実施していますが、依然として、酒気帯び運転などの不祥事が多発しています。

平成28年度の懲戒処分件数は昨年度から9件増加して24件となり、県教育委員会の記録が残る平成8年度以降で最多となっています。また、校種別に見ると、小中学校合計の懲戒処分件数も過去5年間で最多の13件です。

県教育委員会が一丸となり、市町教育委員会とも連携・協力をしながら、昨年度の取組を総点検の上で、原因分析に基づく実効性のある対策の徹底を図り、個々の教職員のコンプライアンス意識を高めるとともに、不祥事を許さない組織風土の浸透に努めてください。



事例 4

移住・定住施策の取組の継続【意見】

<部局名>くらし・環境部

くらし・環境部に対し、次の意見を述べました。

県内への移住・定住を促進させる事業に力を入れて取り組んでおり、平成 28 年度には目標人数を上回る成果をあげているところですが、一方で県外への人口流出は歯止めがかからず、人口減少が続いている状況となっています。

移住・定住促進にあたっては、豊かな自然環境の中で、生み、育て、学び、働く場の確保や、交通基盤、都市機能等の整備による生活の利便性の向上など、様々な施策と地域が一体となって推進することが大切です。

引き続き、県庁内、市町や関係団体等との連携をより一層深めつつ、事業の着実な推進に努めてください。



事例 5

スポーツ王国静岡の復活に向けた取組の推進【意見】

<部局名>文化・観光部

文化・観光部に対し、次の意見を述べました。

平成 28 年度の国民体育大会の総合成績は 16 位と前年度の 20 位を上回りましたが、目標の 8 位以内には及びませんでした。平成 32 年の東京オリンピック開催を見据え、トップアスリートやジュニア、指導者の育成など、関係団体と連携して競技力の向上に引き続き努めるとともに、選手の活躍により県民に夢と感動を与え、県民がスポーツへの関心を高め、親しむ機会の拡大を図るなど、スポーツ王国しずおかの復活に向けた取組の推進に努めてください。



事例6

介護人材の確保対策の推進【意見】

＜部局名＞健康福祉部

健康福祉部に対し、次の意見を述べました。

介護職員数は年々増加しているものの、今後、団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年には、更なる介護需要が見込まれ、介護サービスを支える人材の確保が必要とされています。平成37年の介護職員の需給は、9,000人近い不足が見込まれているほか、平成29年7月現在においても有効求人倍率が3.98倍と全産業の2.5倍以上の倍率となっているなど、介護人材の確保は引き続き喫緊の課題となっています。

介護に関する社会的な理解を深める取組などを進めることにより、若い世代をはじめ幅広い層の介護職場への就労を促進するほか、介護職員が長く働くことのできる労働環境・処遇の改善など、介護人材確保対策の充実強化に努めてください。



事例7

障害福祉サービス事業者の指定等に係る複数の不適切な事務処理【指摘】

＜部局名＞健康福祉部

健康福祉センターの当該職員は平成24年度及び25年度において所内決裁を経ずに、障害福祉サービス事業者の指定に係る事務処理を行うなど、複数の不適切な事務処理を行っていました。担当職員のコンプライアンス意識の欠如と上司等のチェック体制の不備が原因と考えられ、組織として改善が求められます。



改善措置状況は48ページを参照してください。

事例 8

交通違反（酒気帯び運転）の発生【指摘】

＜部局名＞経済産業部、教育委員会事務局、教育機関

酒気帯び運転を伴う交通違反が発生しています。

交通違反は公務外において発生し、3つの所属に対して「指摘」の監査結果を出しました。

県は交通違反や交通事故の撲滅を推進する立場であり、再発防止の取り組みが求められます。



改善措置状況は49、52及び56ページを参照してください。

事例 9

静岡茶の消費拡大に向けた支援【意見】

＜部局名＞経済産業部

経済産業部に対し、次の意見を述べました。

本県の茶業は、茶の消費構造の変化や担い手の高齢化、担い手不足などにより厳しい状況にあり、平成28年度は、茶園面積が17,400ha（対前年△400ha）、生産量が30,700t（対前年△1,100t）と年々減少傾向にあります。一方、世界的な健康志向の高まりにより、消費者ニーズは多様化しています。新たな需要創出に向け、ブランド力の強化や多様化する消費者の嗜好に対応した様々な茶の生産など、静岡茶の一層の消費拡大に努めてください。



事例10

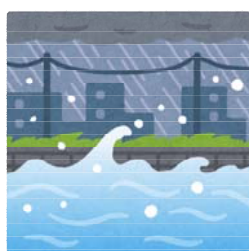
土砂災害と河川災害の予防対策の推進【意見】

＜部局名＞交通基盤部

交通基盤部に対し、次の意見を述べました。

近年、集中豪雨による急傾斜地等の土砂災害や河川堤防の決壊による浸水被害が全国各地で頻発しています。

引き続き、急傾斜地崩壊対策などの施設整備や土砂災害警戒区域の指定を推進するとともに、河川整備の推進や洪水ハザードマップの作成支援に取り組み、豪雨等による災害の未然防止に努めてください。



事例11

建設工事現場等における第三者事故等の多発【指摘】

＜部局名＞交通基盤部

建設工事現場等で事故が発生しています。

道路工事や道路維持業務等の現場で、工事等関係者の事故や第三者に損害を与える物損事故の発生が多い3つの所属に「指摘」の監査結果を出しました。

工事や業務委託の発注者である県において、より一層の工事現場等における安全対策が求められます。



改善措置状況は49及び51ページを参照してください。

事例12

指定薬物所持事件の発生【指摘】

<部局名>教育機関

県立高校の教員は、駐車中の車内及び自宅において、指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液体を所持し、逮捕されました。

当該教員の行為は教員として自覚に欠けており、極めて不適切と言わざるを得ません。綱紀の厳正保持と倫理意識の徹底が求められます。



改善措置状況は55ページを参照してください。

事例13

警察官の人材確保及び女性職員の活躍【意見】

<部局名>警察本部

警察本部に対し、次の意見を述べました。

平成28年度の職員採用試験の応募者数が2,024人、受験者数が1,445人と、いずれも過去5年間で最も少ない人数でした。これまでもインターネットやSNSの活用、オープンキャンパス、インターンシップなどの取組を行っていますが、今後とも警察業務についての情報発信や理解促進などの取組を通じ、採用試験応募者数の増加、及び優秀な人材の一層の確保に努めてください。

また、警察業務においても様々な警察事象への的確な対応など女性の視点を活かすことが求められていることから、女性職員のキャリア形成支援や登用拡大、育児や介護等との両立、相談体制の充実など、女性職員が活躍し働きやすい職場環境づくりに継続して努めてください。



11 平成29年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）

(1) 定期監査（延べ22箇所22件）

①健康福祉部（2箇所2件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
熱海健康福祉センター	平成29年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 障害福祉サービス事業者の指定等に係る複数の不適切な事務処理</p> <p>3 内容 熱海健康福祉センターの職員は、平成24年度及び25年度において、所内決裁を経ずに障害福祉サービス事業者の指定に係る事務処理を行うなど、複数の不適切な事務処理を行った。</p> <p>【措置の内容】</p> <p>平成25年度以降、障害福祉サービス事業者の指定に係る事務など複数の事務が本庁に移管されていますが、現在、所管する事務について、受付管理簿等による事務の進捗管理及び担当課長による相互確認を徹底し、決裁手続の漏れを防止するとともに、事務処理の遅延防止等、不適切な事務処理の再発防止に努めています。</p> <p>特に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報等の事務処理については、文書管理の方式を改め、通報案件ごとに関連する文書を一括管理し、一連の手続の漏れがないよう簡易にチェックできる方式に変更するとともに、「保健所における措置入院業務等実施要領」（マニュアル）に沿って、台帳により毎月課長が手続の漏れ等の確認を行う取扱いを徹底し、不適切な事務処理の未然防止に努めています。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
西部健康福祉センター	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 通勤加害事故の多発</p> <p>3 内容 平成28年度に、公務中及び通勤途上における通勤加害事故が4件発生していた。</p> <p>【措置の内容】</p> <p>事務所全体が一丸となって、交通安全対策に取り組む体制を整え、職員の交通安全意識の高揚や運転技術の向上によるリスクの軽減を図るなど、次のとおり、交通事故の防止対策強化に努めています。</p> <p>1 職員が持ち回りで作成する交通安全標語について、毎月開催する所内連絡会（課長以上出席）で周知し、所内に掲示するほか、総務課からの所内あて各種連絡メールに掲載するなど、職員の交通安全意識の啓発に努めています。</p> <p>2 公用車で出かける職員に対し、「安全運転で気をつけて」等の声掛けを実施しています。</p> <p>3 西部出納室主催による交通安全講習会への参加を奨励し、多くの職員が積極的に参加しています。</p> <p>4 磐田地区安全運転管理協会から送付される広報誌「安管事務局だより」や、県警本部からの「重大事故発生通報」等の情報を逐次職員に提供し、あわせて所内のデータベースにも掲載しています。</p> <p>5 各季の交通安全運動の実施時や交通事故多発警報発令時には、その都度、内容を職員に周知し、職員の意識喚起を図っています。</p> <p>6 全職員がセーフティドライブキャンペーン「チャレンジラリー150」に参加し、安全運転を心掛けています。</p> <p>7 アルコール検知器を支所及び分庁舎に配備し、「公用車運転前点検表」に酒気帯びチェック欄を設け、前日に飲酒した場合は必ずアルコールチェックを行い、運転の可否を確認してから出張しています。</p> <p>8 当所独自の「交通安全カード」を全職員に配布し、公用車運転時には車内に吊るすこととし、職員の安全運転意識の喚起に取り組んでいます。</p> <p>9 全職員に安全運転に関する職場共通目標と個人目標を記載した「安全運転宣言書」を提出させ、安全運転の意識付けを図っています。</p> <p>10 「コンプライアンス通信」を利用した交通安全防止に係る危険予知トレーニングを、各課・班単位で実施しています。</p> <p>11 使用頻度の高い公用車にドライブレコーダーを整備し、安全運転の確保を図っています。</p> <p>12 公用車の運転時の後退事故防止を図るため、同乗者は必ず降車し、安全確認することの徹底を図っています。</p>	

②経済産業部（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
農業研修課	平成29年9月28日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（酒気帯び運転）の発生</p> <p>3 内 容 農業研修課の職員は、平成29年5月、公務外において酒気帯びの状態でミニバイク（原動機付自転車）を運転した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件発生後直ちに、経済産業部として「部内臨調所局長会議」「部内臨調所所属長会議」を開催し、逮捕に係る事実報告と、綱紀の厳正保持についての指示を行いました。具体的には、重大な交通事犯を起こすことがないよう所属内への周知を徹底すること、また、課内ミーティングなどを通じ、再犯防止に向けた意識付けをきちんと行うことなどです。</p> <p>農業研修課においても、臨時の課内会議を開催し、前述の事実報告及び指示を、農業研修課長から各課員に対して直接行いました。その後も、親睦会開催時における帰宅方法の確認などの措置を行っております。</p> <p>今後も、課内ミーティングなどを通じて、飲酒運転防止や交通安全に関する意識の向上について継続的に呼びかけ、再発防止に努めてまいります。</p>	

③交通基盤部（7箇所7件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田土木事務所	平成30年3月26日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成28年度及び29年度に実施した建設工事等で第三者事故（物損）及び工事等の関係者事故が8件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>建設工事現場等における第三者事故等の多発については、まず、事故発生の原因に関係なく、事故後には事務所内で建設工事安全管理推進委員会を開催することとしました。同委員会では、事故の原因把握、再発防止策を検討し、作業安全対策、安全教育の強化について受注者に指導注意を行い、受注者による再発防止対策の履行を監督員が確認した上で工事を再開させることとしました。</p> <p>多発する第三者事故については、今年度より、工事の進め方を改めて見直すこととし、水道管破損等の物損事故が多いことから、埋設物が予想される箇所の工事に際しては、埋設物の確認について、道路占用台帳のみではなく、必ず県、受注者と埋設管理者による現地立会を行うことし、埋設位置、管径及び埋設深さを確認した上で、受注者が施工手順、位置図及び横断面図を作成し、それを書面により提出させることとしました。</p> <p>また、トンネル補修工における2件のモルタル漏れ事故については、施工前に目視による確認を行っていましたが、目視では確認できなかった弱部からモルタル漏れが発生していたことから、ハンマーによる打音調査を追加実施し、異常があった箇所については、表面のモルタルを除去し、補修等を行い、必要に応じて閉塞プレートを使用した後にモルタル注入を行うこととしました。</p> <p>なお、同一業者による複数事故が2件あったことから、事務所長の「文書注意」「口頭注意」の重い措置をとるとともに、「安全訓練等でヒヤリハット事例や工事事故事例集を活用し会社の作業員を含めた安全意識の向上を図ること」を具体的に指示し、今まで以上に安全管理に努めるよう強く指導いたしました。</p> <p>今後も上記の対策を引き続き行い、事故防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
熱海土木事務所	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 盗撮事件の発生</p> <p>3 内 容 熱海土木事務所の職員は、平成27年8月及び28年3月、女性のスカート内を撮影する盗撮行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成29年9月に所属長から職員に対してメールにより、常に公私にかかわらず県職員としての自覚、服務規律の厳正な保持に努めるとともに、自らの行動が公務全体の信用に影響を与える可能性があることを認識して、節度ある行動に心掛けるよう注意喚起を図りました。</p> <p>また、定例課長会議においては、次長、技監及び各課長に対して、静岡県職員倫理規則第2条に定める倫理行動規準を改めて認識させ、綱紀の厳正保持の高揚に努めました。</p> <p>今後は、管理職への指導監督を徹底し、コンプライアンス意見交換会等を通して、ストレスのない風通しの良い職場作りに努め、再発防止を図ります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津土木事務所	平成29年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 特別休暇取得に係る虚偽申請</p> <p>3 内 容 沼津土木事務所の職員は、平成27年11月30日から12月2日までの3日間、母親の看護という虚偽の理由を申請し、不正に特別休暇（看護休暇）を取得した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成29年3月15日付けの当該職員に対する懲戒処分等を受け、同日、臨時課長・支所長会議を開催し、改めて特別休暇の適正な申請と綱紀の厳正保持の徹底を全職員に対して指示しました。</p> <p>また、特別休暇の申請があった際は、課長及び支所長が本人から直接申請の理由を聴取し、必要に応じて理由の裏付けとなるものを提示させて確認するよう徹底し、再発防止に努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士土木事務所	平成29年9月28日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内 容 平成28年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通加害事故の発生時、所長が、事故を起こした職員に厳重注意をするとともに、定例課長会議で、交通安全の徹底と交通事故防止に万全の注意を払うよう指示しました。</p> <p>また、平成29年2月に、駐車場内での事故が続いたため、交通安全緊急対策会議を開催し、注意喚起をするとともに、3月末まで、職員退庁時等の交通事故防止の声掛け運動を実施しました。</p> <p>さらに、平成29年7月から、各課単位で、毎朝、職員が交代で「ゆとりをもって運転を」、「車庫入れ注意！」等の表示板を今日の目標として周知し、意識啓発を図っています。</p> <p>今後とも、一層の交通安全意識の向上と綱紀の厳正保持を図り、交通事故の防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故及び工事等の関係者事故の多発</p> <p>3 内 容 平成28年度及び29年度に実施した道路改築工事等で第三者事故（物損）が7件、工事等の関係者事故（人身）が9件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>工事故が発生した場合は、事故の程度にかかわらず、所長を委員長、所内課長以上職員・検査監を委員とする建設工事等安全管理推進委員会を速やかに開催し、事故の発生状況・原因の所内周知と再発防止の措置についての検討を行い、請負業者に対して文書注意や指導注意等を行っています。</p> <p>また、請負業者全体に対しては、建設業協会等に工事現場での安全対策の徹底について文書で通知するとともに、県や当事務所で作成した事故事例集等の資料を提供しています。</p> <p>加えて、増加傾向にある第三者物損事故の防止対策としては、受注者に対し、架空線等の支障物件の場所・高さ・種類を工事着手前に調査して結果を担当監督員へ報告するよう従来指導を行っていますが、監査後、各監督員に対しても、受注者に報告を徹底させるよう指導しました。また、島田建設業協会と合同で行う安全パトロールを平成29年度は、2月末までに9回、15班の編成で実施し、予告なしで行う工事現場の安全パトロールは、計43回実施しました。</p> <p>工事故防止に関しては、建設業協会会員を対象とする安全講習会を7月と2月の2回行っています。平成30年2月開催の講習会は、施工中の請負業者121社を集めて、所長、次長（技術）、各課長、班長、検査監が出席して、工事故事例から、発生の状況を説明し、注意喚起を呼び掛けるとともに、発注者・受注者間で事故防止に向けた意見交換を行いました。</p> <p>今後も上記の対策を引き続き行い、事故防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井土木事務所	平成29年9月28日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成28年度に実施した建設工事及び業務委託において、第三者事故（物損事故）及び工事等の関係者事故が12件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>工事故が発生した場合は、第三者事故か否かにかかわらず、所内の課長級以上職員と検査監を委員とした「建設工事等安全管理推進委員会」を速やかに開催し、個別に事故発生の原因と再発防止の措置について検討し、請負業者に文書注意や指導注意等を行っています。</p> <p>また、請負業者全体に対しては、建設業協会等に工事現場での安全対策の徹底について文書で通知しており、県や当事務所で作成した事故事例集等の資料も提供しています。加えて、平成28年度行った「工事故撲滅プロジェクト」により始まった『工事故防止に関する特記仕様書』（現場周辺のハザードマップの作成、掲示といった事項含む）の添付等の対策を継続して行っています。</p> <p>その他、予告なしで行う工事現場の安全パトロールを月2回のペースで定期的に行っています。</p> <p>平成29年度上半期は、不定期のものも含めると実施日数21日、累計参加人数69名、延べ117箇所の工事現場で安全パトロールを行いました。今後は、袋井建設業協会、磐田労働基準監督署、当事務所の3者による合同パトロールの実施も2回計画しています。</p> <p>さらに、工事故防止に関する講習会を、建設業協会が主催する講習会への参加も含めて9月末までに3回開催しました。このうち、7月に開催した講習会においては、第三者事故の防止に重点をおいて、「建設工事公衆災害防止対策要綱」の解説を行いました。</p> <p>なお、例年下半期には発注件数の増加に伴い、工事故が増加する傾向が見られるため、今後も上記の対策を引き続き行い、事故防止に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松土木事務所	平成29年12月5日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	河川占用料の徴収誤り
3 内 容	占用許可要否の適用誤りにより、平成23年度から27年度までに占用料の誤徴収が発生していた。
【措置の内容】	
徴収誤りによる過徴収分は、占用者に説明の上、平成29年3月29日に全額還付しました。	
再発防止策として、河川・海岸占用料等取扱点検表に基づき、複数の職員による確認を徹底しています。	
特に、国の許可案件に係る占用料の徴収については、国に対して詳細な添付回書を求め、許可内容を再確認し、占用料の徴収対象を明確にして算定しています。	
また、申請書における用語を統一し、適用区分の誤りを防止するため、平成29年度から静岡県河川管理条例に基づく物件名称により申請を行うよう、電力会社に対し指導しています。	
今後も引き続き、上記の対策を徹底し、占用料の適正な徴収に努めます。	

④教育委員会（10箇所10件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育総務課	平成29年9月28日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	交通違反（酒気帯び運転）の発生
3 内 容	教育総務課の職員は、平成29年4月、公務外において酒気帯びの状態で乗用車を運転し、交差点で一時的停止していた前方車両に追突する物損事故を起こした。
【措置の内容】	
本案件を受け、次のとおり教育委員会事務局及び学校に指導をしました。	
1 事案発生の翌日、本庁各課長による臨時課長会を開催し、教育長から事案の概況説明をし、全職員が、不祥事根絶に向けた意識の徹底を図るよう指示しました。	
2 事案発生の翌朝、事務局全職員及び全教職員へメール等により飲酒運転再発防止の注意喚起を実施しました。以降、定期的に注意喚起メールを事務局全職員へ配信しています。	
3 平成29年6月を飲酒運転根絶取組月間として設定し、県教育委員会より校内研修資料「飲酒運転根絶に向けて」を配布し、事務局及び小中学校、高等学校、特別支援学校において研修を実施しました。	
4 平成29年6月から、県立学校全教職員向けにパソコンネットワークの利用によるeラーニング研修（交通事故削減プログラム）を実施しています。以降、毎月1日にプログラムを更新し、受講を呼びかけています。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
伊豆総合高等学校	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 住居侵入等及び窃盗事件の発生</p> <p>3 内容 県立土肥高等学校（現県立伊豆総合高等学校土肥分校）の教諭は、平成28年9月、金品窃取の目的で伊豆市内の邸宅に侵入し、現金約40万円等を窃取した。また、平成28年10月、伊豆市内の住宅に侵入し、現金4万円を窃取した。さらに、平成27年10月頃から29年2月頃までの間、勤務時間内外に教員及び生徒が所有又は管理する現金479,609円を窃取した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 適正かつ安全な現金管理について</p> <p>校内での現金紛失が発生した直後の平成27年11月より、職員会議、朝の職員打合せ、生徒集会等で、改めて以下の事項について徹底を図りました。</p> <p>(1) 職員に対しては、生徒からの徴収金等は、預金口座に速やかに入金すること、止むを得ず現金を保管する場合は、事務室の金庫に預けること。</p> <p>(2) 職員個人の現金は、準備室等では保管せず、無人となることのない職員室で保管すること。</p> <p>(3) 生徒に対しては、必要以上の現金を学校に持参しないこと、現金による集金がある場合は、登校後速やかに教員に提出すること。</p> <p>2 校舎管理の徹底について</p> <p>(1) 平成28年6月以降、使用しない部屋の施錠を更に徹底しています。</p> <p>(2) 平成28年7月、貸出用の鍵の安全性を確保するために、玄関入り口の鍵はナンバー登録されたものに、キーボックス、職員室、事務室の鍵は複製が困難なものに変更しました。あわせて、貸出キーの保管場所を金庫内に変更しました。</p> <p>(3) 平成28年7月、管理職が、週休日等の校舎の使用状況を正確かつ詳細に把握できるように、「休日勤務用貸出キー借用申請書」の様式を変更しました。</p> <p>(4) 平成28年10月、職員が所有している鍵の保有状況を把握するために、鍵の管理簿を作成しました。</p> <p>3 職員の意識改革について</p> <p>(1) 平成29年4月15日の当該教諭の逮捕報道を受け、平成29年4月17日に臨時職員会議を開き、事実関係の共通理解を深め、当事者意識を持つよう指導しました。</p> <p>(2) 平成29年度以降は更に、管理職が教職員からの情報に迅速に対応すること、年度当初面談を利用して、若手教職員が相談しやすい環境づくりと、校内のコミュニケーションの円滑化に努めています。</p> <p>(3) 平成29年度不祥事根絶取組計画において、4月、5月の早い時期にコンプライアンスに関する研修を取り入れ、教職員の意識改革に努めました。平成30年度は、「教職への誇り・使命感の醸成、向上心を持ち続けることの意義」を重点テーマとして研修を実施する予定です。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
沼津工業高等学校	平成29年7月14日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 旅費の不正受給と自家用車の不適切な使用</p> <p>3 内容 沼津工業高等学校の教諭は、平成24年度から27年度にかけて合計38回、部活動に係る出張をした際、公共の交通手段を用いて移動すると届け出ていたにもかかわらず、実際は自家用車を使用することにより、偽って交通費を不正に受給する行為を行った。また、その不正受給行為に伴い、自家用車の公務使用に関する要綱で禁止されているにもかかわらず、生徒を同乗させる等の行為を併せて行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件については、活動に必要な資材の運搬や交通の便宜を図るため、公共交通機関での出張同様のまま自家用車を使用し、旅行命令を変更する場合の事前修正や復命時の修正を怠ったことが原因です。本人への聞き取りから出張に関するルールへの認識が不十分であることが判明したため、制度を十分認識し遵守するよう、本人に対して校長より、複数回指導しました。</p> <p>また、平成28年8月から次の取組を実施するとともに職員に対する旅費制度の説明の機会を増やし、再発防止に努めています。</p> <p>なお、不正受給額につきましては平成28年12月に全額返済しています。</p> <p>1 全職員に平成28年8月4日職員会議で平成27年8月28日教高第422号「教職員の旅費の不正受給の防止と綱紀の厳正保持について」の文書配布と併せて、出張及び自家用車の公務使用における留意点について説明しました。</p> <p>2 職員の意識改革を目的として、平成28年9月から出張復命書に出張方法変更の有無申告欄を設置し、職員会議でその趣旨を周知しました。</p> <p>3 平成29年2月6日朝の打ち合わせで旅行命令簿の様式変更の説明と併せて、高校教育課人事班よりの資料「知らなかったでは済みません。出張書類は適正に！」を用いて、事前申請と異なる出張をした場合の処理、自家用車出張の事前申請の徹底、生徒同乗の禁止等出張に関するルールを具体的に説明しました。</p> <p>4 平成29年4月11日新任者オリエンテーションで出張に関する留意点を説明しました。</p> <p>5 職場のリレー研修で旅費不正受給について具体例と共に説明しました。</p> <p>6 平成29年7月職員会議で出張に関する留意点について具体例を挙げ注意喚起しました。</p> <p>7 今後も定期的に旅費制度の説明や研修を実施していく予定です。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
吉原高等学校	平成29年7月14日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 盗撮事件の発生</p> <p>3 内容 平成27年7月、吉原高等学校の教諭がプール更衣室にいる女子生徒の姿態を盗撮する目的で、更衣室のロッカー上に段ボール箱に入れて隠匿した小型カメラを設置し、生徒に発見される事件が発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事件のあった平成27年7月16日には、警察署に被害届を提出しました。全教職員、生徒に対しては平成27年7月21日の臨時の全校集会で、生徒保護者には7月22日の臨時保護者会で、本件の概要について説明しました。</p> <p>また、平成27年8月末までにプール更衣室出入口付近へ防犯灯を設置し、プール更衣室の鍵を取り替え、鍵の管理を徹底するなど安全対策を強化しました。</p> <p>事件を起こしたのが本校の職員であることが発覚し、その処分が発表された翌日、平成28年7月7日の朝の職員会議で、校長から本件の重要性和綱紀の厳正保持、倫理意識の徹底について訓示するとともに、保護者あてに文書で信頼回復と地域の期待にこたえる学校づくりに教職員一丸となって取り組んでいく決意を伝えました。</p> <p>その後も毎月の職員会議で不祥事根絶に向けた校内研修を実施しており、今後も継続的に実施していくことで、再発防止に努めてまいります。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
富士東高等学校	平成30年3月2日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	通勤加害事故の多発
3 内容	平成28年度に、公務中及び通勤途上における通勤加害事故が4件発生していた。
【措置の内容】	
校長から、当該職員への厳重注意と指導を行いました。	
また、職員全体には、交通事故を起こさないために、安全運転に対する職員の意識改革を図るよう、以下のような対策を講じています。	
1 職員の意識改革	
(1)	平成28年度に、事故が発生した都度、直近の職員会議や朝の打合せにおいて、職員全体に向けて、校長や副校長から安全運転や事故防止への呼びかけを行いました。
(2)	平成29年4月の職員会議において、交通事故ゼロに向けて学校全体で取り組むよう、あらためて意識の徹底を図りました。
(3)	平成29年6月に保険会社による自動車事故削減講習会を職員研修として実施しました。
(4)	職員全体に平成29年9月の職員会議で、校長から交通安全に対する注意喚起を行い、交通規範の遵守と事故の未然防止の重要性を周知・徹底しました。
(5)	県教委eラーニング「事故削減プログラム」の毎月の配信があった都度、朝の打合せにて受講を指導しました。
(6)	飲酒が増える時期や長期休業前には飲酒運転の撲滅と事故防止について注意喚起を行いました。
2 今後の防止対策	
(1)	平成30年度に「交通安全対策」についての職員全体研修を、6月・8月に実施することを予定しており、特に保険会社の自動車事故削減講習会を実施することで、交通安全意識の徹底を図り、生徒・県民の規範となるよう努めます。
(2)	職員会議等において、eラーニング中にある「安全運転ニュース」を活用して、安全運転意識の向上に努めます。
(3)	県教育委員会からの「交通安全ニュース」等を活用して職員全体に交通安全についての啓発を行っていきます。
(4)	アルコール検知器での検査、飲酒の機会での呼びかけ、不祥事根絶自己チェックについて、継続して注意喚起を行っていきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
静岡高等学校	平成29年7月14日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	指定薬物所持事件の発生
3 内容	静岡高等学校の教諭は、平成28年7月、駐車中の車内及び自宅において、指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液体を所持し、逮捕された。
【措置の内容】	
事件判明後、逮捕当日に直ちに生徒及び保護者に対して謝罪及び経緯を説明するとともに、三者面談や終業式（平成28年7月下旬）において、再発防止とあわせ、当該教諭が担当する授業、クラス運営等において生徒が不利益を被ることがないように学校として責任をもって対応することを、口頭や文書で伝えました。平成28年9月には再度の謝罪と校務分掌の変更等について文書にて伝えました。	
職員に対しては、不祥事根絶に関する研修会の開催（平成28年7月、9月、平成29年1月）、学校薬剤師や警察官による薬物乱用防止に関する薬学講座の開催（平成28年12月）、その他職員会議や職員面談等の機会を利用して、繰り返し注意喚起を行っています。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
静岡商業高等学校	平成30年3月2日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	窃盗事件の発生
3 内容	静岡商業高等学校の教諭は、平成29年3月、静岡市内の量販店において文房具や医薬品等を万引きした。
【措置の内容】	
1 臨時の職員会議等の開催	<p>事案発生翌日の朝、緊急職員会議を開催し、校長より職員へ事情を説明すると同時に教職員としての自覚と不祥事根絶に向けた取り組みについて改めて訓辞を行いました。その後、本人が担任をしていたクラスの朝のホームルームに校長、学年主任、副担任が訪れ謝罪をしました。さらに同日の学年末試験終了後、生徒向けの緊急集会を開き、校長から事情説明及び謝罪をするとともに、保護者宛に文書で謝罪をしました。また懲戒処分が公表された平成29年6月にも文書で「本校がより良い学校になるよう、教職員一丸となって教育活動に取り組み、信頼回復に努めていく覚悟である。」旨を伝えました。</p>
2 不祥事根絶に向けた取組	<p>毎月、職員会議の前に、不祥事根絶に向けた研修会を実施し、教育公務員としての責任感と使命感の高揚を図ってきました。特に懲戒処分が公表された平成29年6月には、事例研究として「窃盗」について取り上げ、研修を行いました。また、教職員への日常の声掛けを意識し、職場内でのコミュニケーションを十分に図り、職員の悩み等に早い段階から寄り添えるような環境づくりに努めています。今後も不祥事根絶を呼びかけ、職員一丸となって綱紀粛正に取り組んでまいります。</p>

監査対象機関	監査結果報告年月日
富士特別支援学校	平成30年3月2日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	交通違反（酒気帯び運転）の発生
3 内容	富士特別支援学校の教諭は、平成28年10月、公務外において酒気帯びの状態で乗用車を運転した。
【措置の内容】	
1 交通規則遵守についての注意喚起	<p>(1) 平成28年度当初の職員会議で校長から職員に安全運転、防衛運転への意識をいっそう高め交通事故ゼロに向けて全力で取り組むことへの注意喚起をしました。</p> <p>(2) 交通違反（酒気帯び運転）発生の翌日の朝の打ち合わせにおいて、校長から職員に事案の概況説明があり、飲酒運転再発防止の注意喚起をしました。</p> <p>(3) 平成29年度当初の職員会議で校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をしました。</p> <p>(4) 平成29年4月、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して安全意識の向上を図りました。また、通勤途上の危険箇所の確認を個々に行い、安全運転自己目標を記載し、常に意識できるよう机の上に掲示しました。</p> <p>(5) アルコール検知器を職員室に配置し、抽出検査を実施しました。また、必要に応じて職員に貸出しました。</p> <p>(6) 年末の交通安全県民運動にあわせ、飲酒運転対策に向けたグループワークを行い、飲酒運転根絶の意識を共有しました。</p> <p>(7) 監査結果公表後の朝の打ち合わせで校長から職員に対して、監査で「指摘」となったことを伝え、今後における交通事犯根絶及び安全運転意識の向上について注意喚起をしました。</p>
2 今後の防止策	<p>(1) 平成30年4月、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して安全意識の向上を図ります。また、通勤途上の危険箇所の確認を個々に行い、安全運転自己目標を記載し、常に意識できるよう机の上に掲示します。</p> <p>(2) 平成30年度当初の職員会議で校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をします。</p> <p>(3) 平成30年6月、不祥事根絶月間を設定し、事例研修を実施します。</p> <p>(4) 静岡県警察本部、富士警察署、静岡県教育委員会等から提供される交通安全に関する情報を朝の打合せや学校掲示板でタイムリーに伝えていきます。</p> <p>(5) 週末の朝、数人に週末の安全運転の心構えを話してもらいます。また、帰りの校内放送では、防衛運転の励行を呼び掛けていきます。</p> <p>(6) 県の交通安全運動期間、年度始め、学期始め等区切りの時期の始まる前に安全運転、防衛運転の意識を喚起していきます。</p>

監査対象機関	監査結果報告年月日
藤枝特別支援学校	平成30年3月2日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内容 平成28年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通事故を未然に防止するため、教職員一人ひとりの安全運転に関する意識の高揚や運転技術の向上によるリスクの軽減を図るなど、以下のとおり様々な交通事故の防止対策に取り組んでいます。</p> <p>なお、平成29年度は新たな取組として学年主任の「交通安全リーダー」としての位置づけを強化し、1～3を実施しています。今後も交通加害事故撲滅に向け様々な取組を実施していきます。</p> <p>1 学年主任等を交通安全リーダーとして位置づけ、事故事例に学ぶ研修（グループワーク）を学年単位で行い、教職員一人ひとりの気付きや決意をまとめて管理職に報告しています。</p> <p>2 毎月10日、20日、30日の「事故0の日」には交通安全リーダーから各学年に指導と呼びかけを行っています。</p> <p>3 「アルコールチェッカー」の試行と「飲酒運転防止」の呼びかけを交通安全リーダー中心に行っています。</p> <p>4 志太地区の交通事故発生箇所を職員室に貼り出して注意喚起すると共に、それらの事故が起きた状況について解説し、「追突事故」「巻き込み事故」防止に対する理解を図りました。</p> <p>5 週に3回、朝の打ち合わせ時に、教職員が交代で交通事故・ヒヤリハットの体験談や安全運転について普段心がけていることなどのスピーチを行い、教職員の安全運転意識向上を図っています。</p> <p>6 職員室内に交通加害事故が何日起きていないかを表す「ムジコメーター」及び交通標語を設置し、達成目標等の見える化を図っています。</p> <p>7 損害保険会社による安全運転に関する講習及び運転者の適性をチェックするなど、教職員の運転に関する知識・技能の確認を行いました。</p> <p>8 過去5年間の教職員の交通事故の原因、発生月、時間帯を分析し、教職員に注意を促しました。</p> <p>9 管理職などをメンバーとする企画会等の校内会議において、交通事故の発生状況や事故防止策について情報共有を行い教職員に伝達しています。</p> <p>10 春・夏・秋・年末の交通安全期間中に、管理職等が街頭指導を実施し、安全運転意識の向上を図っています。</p> <p>11 セーフティチャレンジラリーに運転者全員が参加すると同時に、期間中、校内でも無事故無違反者の表彰をしています。</p> <p>12 教職員の意識改善のため、「かもしれない運転」や「二段階停止」など、安全運転に関する情報提供を実施しています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中央特別支援学校	平成30年3月26日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	窃盗事件の発生
3 内 容	中央特別支援学校の教諭は、平成29年8月、静岡市内のリサイクル店においてゲームソフトを万引きし、現行犯逮捕された。
【措置の内容】	
<p>事件当日の平成29年8月22日に、臨時職員会議を行い、校長から事件の概要を説明し、職員へ綱紀の厳正保持の徹底について訓示するとともに、児童及び生徒の保護者へは本件の概要についてのメールを送信しました。2学期の始業式には、校長から児童及び生徒に対して本件の説明と謝罪を行ったほか、当該職員の担当する学年保護者へは、校長が直接謝罪しました。</p> <p>当該職員が県教育委員会による懲戒処分申し渡しを受けた平成29年12月25日には、校長が職員の自宅に出向き、本人等に本件による社会的責任の重大性や停職が自戒や反省を求める期間であることを説明し、一層の猛省を促しました。その後、校長は学校へ戻り、臨時会議を行い、職員へ倫理意識の徹底を促しました。3学期の始業式には、保護者に対して本校職員が懲戒処分を受けたことの報告及び謝罪に関する文書を配付しました。</p> <p>停職中である当該職員への対応としては、管理職が自宅に出向き本人と面談を行い、体調や生活の様子等を確認しながら指導しています。</p> <p>その他、校内不祥事根絶の取組として以下のとおり実施しています。</p>	
1 不祥事案件に精通した県教育委員会人事担当を講師とした研修会を実施し、職員一人一人のコンプライアンス意識の高揚に努めています。	
2 職場でのストレスが不祥事やトラブルの発端となることがあるため、いたわりがあり、風通しのよい職場環境を育てるため職員間での声掛け運動の取組を強化しています。	
3 管理職は、ストレスを抱える職員との相談・面談を実施し、悩みを一人で抱え込まないことや心のバランスに配慮しています。	

⑤機関名非公表（2箇所2件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
機関名非公表	平成30年3月2日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	わいせつ行為の発生
3 内 容	県中部の県立高等学校の主任技能員は、平成29年6月から8月にかけて、女性職員のスカートをめくるなどのわいせつ行為を行った。
【措置の内容】	
<p>1 平成29年10月5日、職員会議において、校長から全職員に対し事案の説明をし、人権を侵害する行為はあってはならないことを訓示しました。また、教育公務員としての自覚を再認識することを全職員に求め、サービスの厳正保持について厳重に注意しました。</p> <p>2 平成29年10月25日、職員会議にて副校長が「信頼にこたえる」、「セクシュアル・ハラスメント」の資料を用いて「不祥事根絶研修」を実施しました。職場における秩序や相手の気持ちに反した言動など、同僚に対するセクハラについてチェック方式で確認し、不祥事根絶の自覚を深めました。</p> <p>3 平成29年11月22日、職員会議にて、副校長が「セクハラ・わいせつ行為の根絶」について研修を実施しました。職員が自身の行動を振り返る機会を設け、意識の高揚を図りました。</p> <p>4 平成29年12月21日、職員会議にて、副校長が「綱紀の厳正保持等について」研修を実施しました。セクハラはもとより、その他の不祥事の根絶についても再認識し、綱紀の厳正保持について理解を深めました。その後も月1回以上の不祥事根絶研修を行っています。</p> <p>今後も職員会議や研修において、不祥事根絶に対する全職員の意識の高揚を図るとともに、職場内での相談体制を強化し、職員同士のコミュニケーションを図り、不祥事を未然に防ぐよう、再発防止に取り組んでいきます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
機関名非公表	平成29年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 セクシュアル・ハラスメント行為の発生</p> <p>3 内容 県立特別支援学校の主任技能員は、平成27年10月及び平成28年5月、8月、複数の女性職員に対して、不意に抱きしめるなどのセクシャル・ハラスメント行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 平成29年1月に校長が職員に対し、次の(1)から(3)のとおり改善措置をしました。</p> <p>(1) 今回の不祥事を教訓とすることを要請しました。</p> <p>(2) 不祥事根絶への高い意識を継続して維持することを要請しました。</p> <p>(3) 学校経営計画の基本を「人を大切にする」「安心安全」とし、防災・防犯・不祥事根絶を組み入れることへの協力を要請しました。</p> <p>2 平成29年1月の不祥事の公表後から次の(1)から(5)の取組を実施し、セクシュアル・ハラスメントの発生の防止に努めています。</p> <p>(1) 不祥事が発生する以前から行ってきた「人を大切にする」をキーワードとした校長講話を職員会議や幹事職員会議、分掌課長会議、朝の打合せ等折に触れ継続して行っています。</p> <p>(2) 自校の成果や強みを挙げ、士気の高揚や課題解決に向けた連帯感を醸成することで、より良い職場環境や人間関係をつくり、職員相互が関心を払うよう促しています。</p> <p>(3) 学校教育目標や学校経営計画に「人を大切にする」というキーワードを多用し、自らの規範意識の高揚や綱紀粛正を促しています。</p> <p>(4) 人事評価面談において、自他のセクシュアル・ハラスメント被害の情報の有無を確認するとともに情報を入手した場合は、迅速に報告するよう促しています。</p> <p>(5) 懲戒処分が報告された都度、直近の朝の打合せ等で印刷物を配布する等し、綱紀粛正を促しています。</p>	

(2) 随時監査（2箇所3件）

① 警察本部（2箇所3件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
警務部監察課	平成29年9月28日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 虚偽有印公文書作成・同行使事案の発生</p> <p>3 内容 県東部の警察署に勤務する警察官は、平成29年2月、事実と異なる内容を交通事件原票に記載して作成し、担当課に提出した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本事案は、地域警察業務から長期間離れていた警察職員による非違事案であることから、発生所属では、こうした警察官が交番等に配置となった際には、交番勤務に必要な実務のノウハウを業務指導するなどの対策を講じました。</p> <p>また、本部監察課による巡回指導、本部交通指導課による業務指導など取組を強化し、同種事案の再発防止に努めています。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 窃盗事案の発生</p> <p>3 内容 県東部の警察署に勤務する警察官は、平成29年3月、一般住宅において現金約5万円を窃取した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本事案は、個人の財産の保護を責務とする警察職員による窃盗事案であることから、警察本部では、監察課による巡回指導、発生所属では、署長訓示、職員を小グループに分けたディスカッションを開催するなどの取組を強化し、警察職員が保持すべき職務倫理の保持の再徹底を図りました。</p> <p>また、同種事案の再発を防止するため、署長、副署長等による職員の個々面接を通じ、個々の職員が抱えている心配事や悩み事を解消するための指導にも努めています。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
細江警察署	平成29年12月5日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 準強制わいせつ及び特別公務員暴行陵辱事案の発生</p> <p>3 内容 細江警察署に勤務する警察官は、被害者の女性に対し、所持品検査を行うと称し着衣の上から執拗に身体に接触する等のわいせつ行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(発生所属における措置)</p> <p>1 署員の逮捕事案発生を受け、署長から署員に対し、非違事案の再発防止及び住民の信頼回復に向け、着実かつ基本に徹した職務執行を指示しました。</p> <p>2 地域部長通達及び緊急ブロック別地域官・地域課長会議を受け、地域課長から地域警察官全員を対象に、各種報告の徹底など適正な職務執行に向けた具体的な教養を実施しました。</p> <p>3 若手地域警察官を対象とした小集団討議を実施し、当該非違事案に係る原因や反省点、更には再発防止策について同年代目線での検討を行いました。</p> <p>4 各課長による課員の個々面談を実施し、署員の身上把握・指導に努めました。</p> <p>5 交番等への巡視強化に際し、その項目に勤務状況など業務の確認だけでなく、公私における悩みや不安、身上に関する事項の聴取など非違事案防止に関係する項目も加えました。</p> <p>(警察本部における措置)</p> <p>1 地域警察官に向けた通達の発出 適正な職務執行、職務質問及び基本の遵守に関する地域部長通達を発出しました。</p> <p>2 各級幹部に対する会議の開催 特別ブロック別警察署長会議を開催し、本部長以下各部長等から各種指示を行うとともに、緊急ブロック別地域官・地域課長会議を開催し、非違事案の再発防止に向けた具体的な指示を行いました。</p> <p>3 巡回指導の強化 若手地域警察官に本部指示事項の浸透を図るため、本部員による交番等への巡回指導を強化しました。</p> <p>4 身上把握等の徹底について指示 本部を含む全所属に対し、改めて規律の厳正な保持、基本の再確認と厳守、身上把握について徹底するよう指示しました。</p>	

第3 年度別の指摘等の状況一覧

(1) 総括表

年度	監査種別	実施箇所			指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘等件数内訳							
		実施数	内訳				指摘				指示			
			県	財援			財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
25	定期監査（県）	469	469		167	235	12		48	60	54	9	81	144
	随時監査	9	9		3	3	2			2				0
	行政監査（注1）	6	6		3	3				0				0
	財援団体等	53		53	2	2	1			1	1			1
	総計	537	484	53	175	243	15	0	48	63	55	9	81	145
年度	監査種別	実施箇所			指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘等件数内訳（注2、3）							
		実施数	内訳				指摘				注意			
			県	財援			財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
26	定期監査（県）	468	468		164	273	1		19	20	24	13	53	90
	随時監査	6	6		0	0				0				0
	行政監査（注1）	5	5		3	5				0				0
	財援団体等	46		46	11	13				0	6			6
	総計	525	479	46	178	291	1	0	19	20	30	13	53	96
27	定期監査（県）	465	465		183	290	1	1	25	27	24	10	58	92
	随時監査	7	7		2	2				0	2			2
	財援団体等	47		47	7	11				0	3			3
	総計	519	472	47	192	303	1	1	25	27	29	10	58	97
28	定期監査（県）	467	467		186	281			17	17	27	6	35	68
	随時監査	7	7		1	1			1	1				0
	財援団体等	47		47	19	30				0	12			12
	総計	521	474	47	206	312	0	0	18	18	39	6	35	80
29	定期監査（県）	470	470		160	215	1	3	18	22	13	8	26	47
	随時監査	12	12		4	5			3	3		1		1
	財援団体等	52		52	7	8				0	1			1
	総計	534	482	52	171	228	1	3	21	25	14	9	26	49

（注）

1 行政監査は、通常定期監査の中の事務事業監査として実施していますが、平成24～26年度はテーマを特定して実施したものがあつたため、同年度に件数を計上しました。

なお、24年度は県道豊田竜洋線の道路改築事業の遅延について監査に着手しましたが、25年度への継続案件となりました。このため、当該案件での「実施数」は3件となりますが、24年度には含めず、25年度に計上しています。

また、25年度は、大井川広域水道企業団に対する国庫補助金の交付手続きについて監査に着手しましたが、26年度への継続案件となりました。このため、当該案件については25年度には含めず、26年度に計上しています。

意見				検討				計			
財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
1		22	23	8			8	75	9	151	235
			0	1			1	3	0	0	3
		3	3				0	0	0	3	3
			0				0	2	0	0	2
1	0	25	26	9	0	0	9	80	9	154	243

指導				意見				指導（意見）/指導（検討）				計			
財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
88	19	30	137	3		23	26	/				116	32	125	273
			0				0					0	0	0	0
			0			5	5					0	0	5	5
7			7				0					13	0	0	13
95	19	30	144	3	0	28	31					129	32	130	291
83	18	36	137	1		25	26	5	3		8	114	32	144	290
			0				0				0	2	0	0	2
7			7				0	1			1	11	0	0	11
90	18	36	144	1	0	25	26	6	3	0	9	127	32	144	303
93	30	45	168			25	25	2		1	3	122	36	123	281
			0				0				0	0	0	1	1
15			15				0	3			3	30	0	0	30
108	30	45	183	0	0	25	25	5	0	1	6	152	36	124	312
53	25	47	125			21	21				0	67	36	112	215
1			1				0				0	1	1	3	5
6			6				0	1			1	8	0	0	8
60	25	47	132	0	0	21	21	1	0	0	1	76	37	115	228

2 単純かつ影響の少ないミス等については、平成25年度までは「指導事項」として機関名・件数とも非公表として取扱っているため、指摘等の件数に含まれていませんが、平成26年度からは「指導」として件数のみ公表しており指摘等の件数に含まれています。

3 平成25年度までは、「指摘」「指示」「意見」「検討」となっていますが、平成26年度から「指示」の名称を「注意」に変更するとともに、「意見」と「検討」を統合し「意見」としています。平成27年度から「意見」に該当する事項で軽微なものは「指導（意見）」として区分し、平成28年度からは「指導（意見）」は「指導（検討）」に名称を変更しました。

(2) 部局別内訳

部局	年度	25					26					27			
	区分(注1、2)	指摘	指示	意見	検討	計	指摘	注意	指導	意見	計	指摘	注意	指導	意見
知事部局	危機管理部	2	4	3		9		1	3	3	7		1	3	3
	経営管理部	1	1	2	2	6		4	5	2	11		11	4	2
	企画広報部		2			2		2	1	1	4		1	2	2
	くらし・環境部		3	1		4		2	2	2	6		1		2
	文化・観光部		2	2		4			4	3	7		1	2	2
	健康福祉部	5	11	3		19		11	28	3	42	3	11	16	3
	経済産業部	8	12	3	1	24	2	12	39	3	56	1	13	42	3
	交通基盤部	10	28	4	4	46	1	22	23	3	49	5	15	22	3
	出納局	1	1			2			1		1			1	1
	小計	27	64	18	7	116	3	54	106	20	183	9	54	92	21
企業局		2		1	3		2	1	1	4			2		
がんセンター局	1	1			2		1	2	1	4	1	1	2	2	
議会事務局					0			1		1					
各種委員会事務局					0					0					
教育委員会事務局、 教育機関	17	60	3		80	9	20	23	2	54	12	25	34	2	
警察本部、警察署	15	17	2		34	8	13	4	2	27	5	12	7	1	
計	60	144	23	8	235	20	90	137	26	273	27	92	137	26	
随時監査	2			1	3					0		2			
行政監査(注3)			3		3				5	5					
財政的援助団体等	1	1			2		6	7		13		3	7		
合計	63	145	26	9	243	20	96	144	31	291	27	97	144	26	

(注)

- 1 単純かつ影響の少ないミス等については、平成25年度までは「指導事項」として機関名・件数とも非公表として取扱しているため、指摘等の件数に含まれていませんが、平成26年度からは「指導」として件数のみ公表しており指摘等の件数に含まれています。
- 2 平成25年度までは、「指摘」「指示」「意見」「検討」となっていますが、平成26年度から「指示」の名称を「注意」に変更するとともに、「意見」と「検討」を統合し「意見」としています。平成27年度から「意見」に該当する事項で軽微なものは「指導（意見）」として区分し、平成28年度から「指導（意見）」は「指導（検討）」に名称を変更しました。
- 3 行政監査は、通常定期監査の中の事務事業監査として実施していますが、平成24～26年度はテーマを特定して実施したものがあつたため、同年度に件数を計上しました。

指導 (意見)	計	部局	年度	28					29						
			区分(注1、2)	指摘	注意	指導	意見	指導 (検討)	計	指摘	注意	指導	意見	指導 (検討)	計
			知事直轄組織			1	1 (注4)		2			5	2		7
	7		危機管理部		1	2	3		6		1	3	2		6
	17		経営管理部	1	4	14	1		20		1	8	1		10
	5		政策企画部 (注5)			3	1		4						
	3	知事部局	くらし・環境部	1	1	2	2		6		1	1	2		4
	5		文化・観光部		3	13	2		18		2	4	2		8
4	37		健康福祉部	1	8	28	3	1	41	2	3	14	3		22
1	60		経済産業部	4	13	11	3		31	1	10	14	3		28
2	47		交通基盤部	3	8	33	3	1	48	7	12	21	3		43
	2		出納局			1	1		2						0
7	183		小計	10	38	108	20	2	178	10	30	70	18	0	128
1	3		企業局			2			2			1			1
	6		がんセンター局		3	2			5		1				1
	0		議会事務局						0			1			1
	0	各種委員会事務局						0		1	1			2	
	73	教育委員会事務局、 教育機関	6	23	44	3		76	12	14	41	2		69	
	25	警察本部、警察署	1	4	12	2	1	20		1	11	1		13	
8	290	計	17	68	168	25	3	281	22	47	125	21	0	215	
	2	随時監査	1					1	3	1	1			5	
	0	行政監査						0						0	
1	11	財政的援助団体等		12	15		3	30		1	6		1	8	
9	303	合計	18	80	183	25	6	312	25	49	132	21	1	228	

(注)

4 知事直轄組織と経営管理部に対する意見1件は、知事直轄組織に一括して計上しています。

5 「政策企画部」については、知事直轄組織、経営管理部及び文化・観光部に業務を移管し廃止されました。

第4 監査業務のアウトソーシング

県民に信頼され、開かれた監査を推進するため、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を監査法人等に外部委託（アウトソーシング）しています。

本県では、全国に先駆け、平成14、15年度から試行的に実施し、平成16年度からは、毎年概ね業務の50%程度をアウトソーシングしています。

効果として、外部の者が監査業務に従事することにより透明性や独立性が確保されること、公認会計士の専門的知識等を活用した監査ができることなどが挙げられます。

(1) 平成29年度の監査実施状況

区 分		全対象箇所 A	アウトソーシング 対象箇所 B	29年度 実施率 B/A	(参考) 28年度 実施率
定期 監査	本 庁	218	119	54.6%	48.8%
	出先機関	252	129	51.2%	54.4%
小 計		470	248	52.8%	51.8%
財援団体等 の監査		52	36	69.2%	72.3%
計		522	284	54.4%	53.7%
例月出納検査		3会計	2会計	—	—

(2) 平成29年度の指摘等の状況

区 分 (注1)	全指摘等の件数 A (注2)	アウトソーシング による指摘等件数 B	29年度 指摘等率 B/A	(参考) 28年度 指摘等率
指 摘	22	1	4.5%	—
注 意	48	3	6.3%	15.0%
指 導	131	22	16.8%	11.5%
意 見	21	—	—	—
指導（検討）	1	1	100.0%	33.3%
計	223	27	12.1%	11.3%

(注)

- 1 指摘、注意、指導、意見、指導（検討）の区分は、資料編（75ページ）を参照してください。
- 2 行政監査・随時監査を除きます。

第5 監査の情報提供

本県では、監査基本方針に基づき、公正で透明性があり、県民の視点に立った監査を目指すため、以下のような取組を行っています。

(1) 県公報による広報

監査結果などについて、県公報に登載しています。

(2) ホームページによる広報

監査結果などについては、県公報に加えて、ホームページにも掲載しています。

なお、監査年報は、ホームページでもご覧いただけます。

●静岡県のホームページアドレス

<https://www.pref.shizuoka.jp/>

●監査委員事務局のホームページアドレス

<https://www.pref.shizuoka.jp/kansa/index.html>



(3) 監査結果の報道機関（県政記者クラブ）への情報提供

平成22年度から、定期監査等の結果については、報道機関（県政記者クラブ）へ積極的かつ速やかに情報提供し、県民に対する説明責任を果たすとともに、より一層の監査の透明性を図っています。

資料編

資料Ⅰ 監査委員制度とは

1 監査委員制度の沿革

(1) 監査委員制度の創設

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)により、監査委員及び事務局の設置並びに監査委員の職務権限について規定されています。

(2) 監査機能の充実

昭和23年以降、法も逐次改正され、監査委員の職務権限の拡充や事務局体制の整備など、監査機能の充実が図られてきました。

(3) 行政監査の導入

平成3年4月の法改正で、財務監査に加え一般の行政事務についても監査の対象とする行政監査の導入が図られました。

(4) 外部監査制度

平成9年6月に法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

(監査委員制度と外部監査制度と相まって地方公共団体の監査機能全体の強化)

(5) 地方公共団体財政健全化法の成立

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)が成立し、監査委員は健全化判断比率等を審査することになりました。

2 監査委員の職務

監査委員は、法により地方公共団体が必ず設置しなければならない執行機関の一つで、公正を確保すべく知事の指揮監督から職務上独立し、知事と対等の立場において監査を実施する独立の機関で、広範な職務権限が与えられています。

監査委員の役割は、県民の信頼と付託のもと、本県の行財政の執行について、住民の福祉の増進に努めているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているかなどに意を用いて、行財政全般について県民目線で監査し指導することにあります。

監査は、その対象が財務事務か財務事務以外の事務かによって、「財務監査」と「行政監査」に大別することができます。

「財務監査」とは、財務に関する事務の執行および経営にかかる事業の管理の監査であり、財務に関する事務とは、具体的には、収入、支出、契約、現金・有価証券の出納保管、財産管理等の事務をいいます。

経営に係る事業の管理の監査とは、公営企業等の業務運営全般の監査であり、組織・人事管理、事務管理等を含んでいます(法第199条第1項)。

一方「行政監査」は、公正で能率的な行政を確保するため、平成3年の法改正で新たに追加されたもので、これにより監査の対象範囲が事務事業全般に拡大しました。したがって、「行政監査」については、地方公共団体の事務であれば、労働委員会及び収用委員会

の権限に属する事務など法に定める除外事務以外は、すべて監査の対象になります（法第199条第2項）。

この「行政監査」は、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかの観点の主眼に、監査委員の判断により実施されています（法第199条第2項）。

事務の執行については、正確性、合規性はもちろんのことですが、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査し適正化を図っています。

また、「行政監査」は不正または違法の摘発を旨とするものではありませんが、県民の県政に対する信頼を損ねるような法令違反や不祥事の根絶に向けたコンプライアンス推進への取組、綱紀の厳正保持などについても監査し改善を求めています。

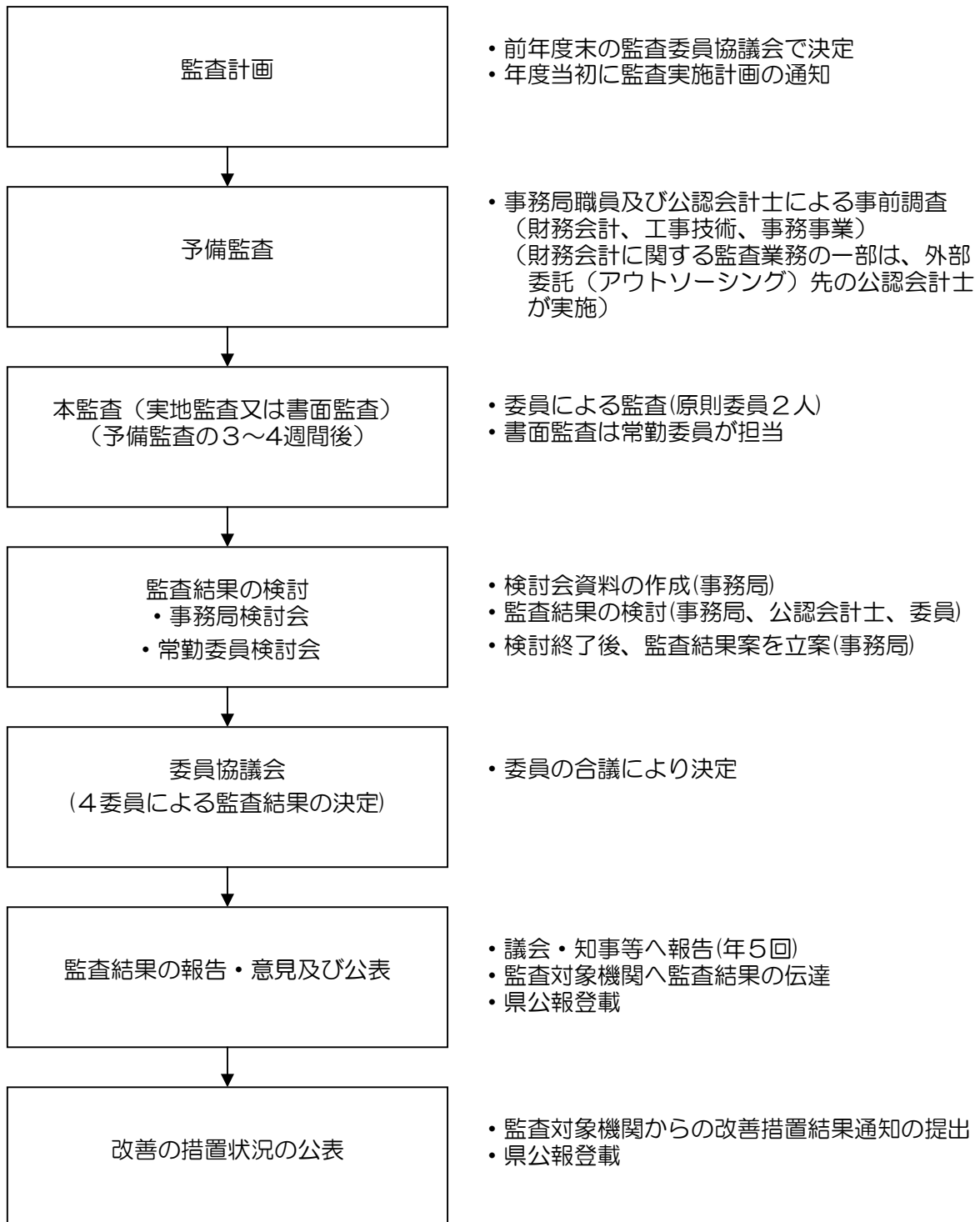
本県では「行政監査」を、毎会計年度の定期監査の中で実施していますが、緊急を要する課題や各部局にまたがる課題などについては、必要に応じて定期監査とは別に随時の監査として実施しています。

その他に、決算審査、財政健全化法による審査、例月出納検査、住民監査請求に基づく監査などを実施しています。

なお、すべての監査結果については、報告書にまとめて議会、知事及び関係機関に提出するとともに、県公報やホームページに登載し報道機関にも情報提供して公表し、県民への説明責任を果たしています。

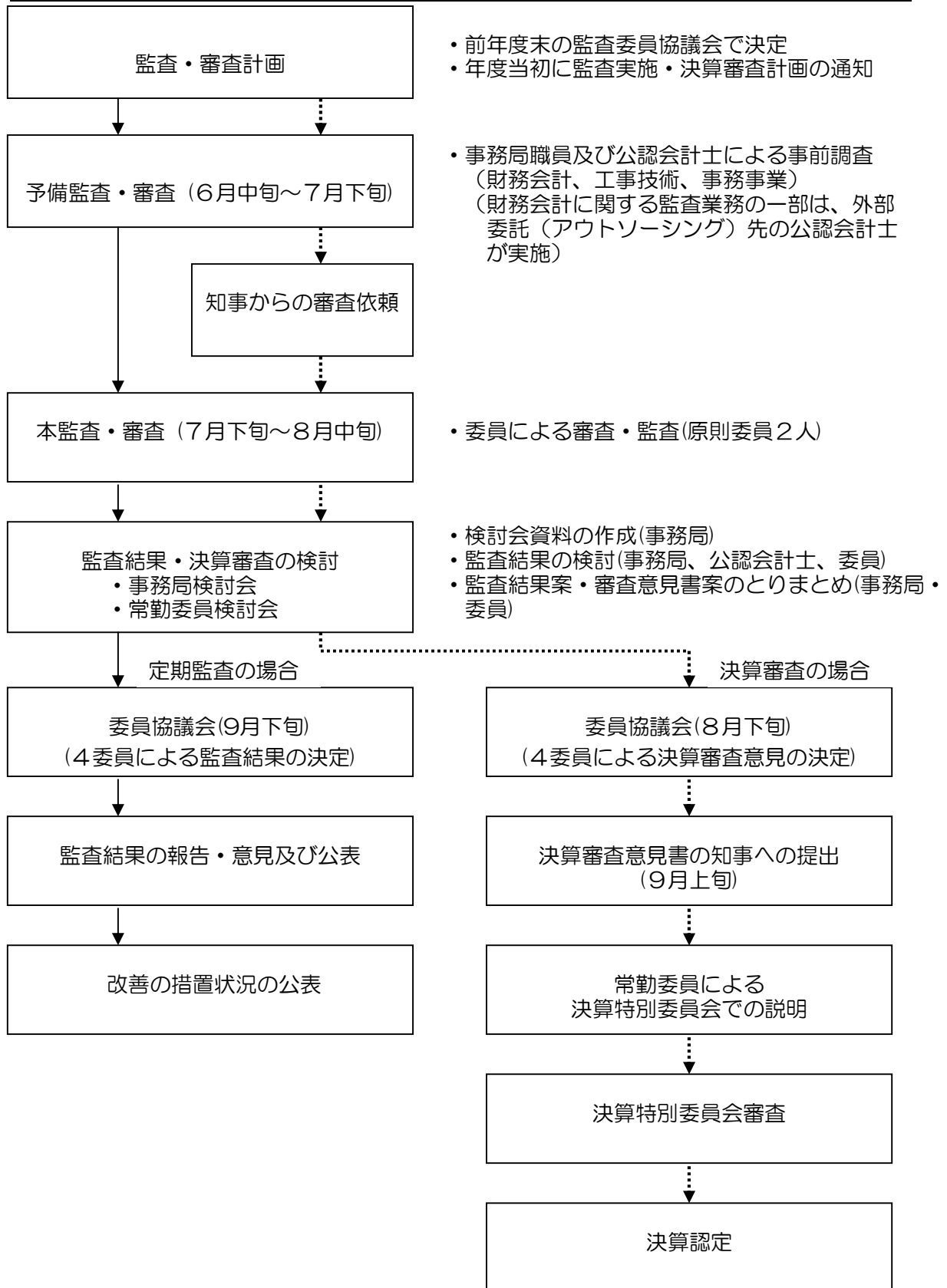
3 監査事務の流れ

定期監査(出先機関)



(注) 財政的援助団体等の監査についても、上記の流れに準じて実施しています。

定期監査(本庁)・決算審査



- ・前年度末の監査委員協議会で決定
- ・年度当初に監査実施・決算審査計画の通知

- ・事務局職員及び公認会計士による事前調査
(財務会計、工事技術、事務事業)
(財務会計に関する監査業務の一部は、外部委託(アウトソーシング)先の公認会計士が実施)

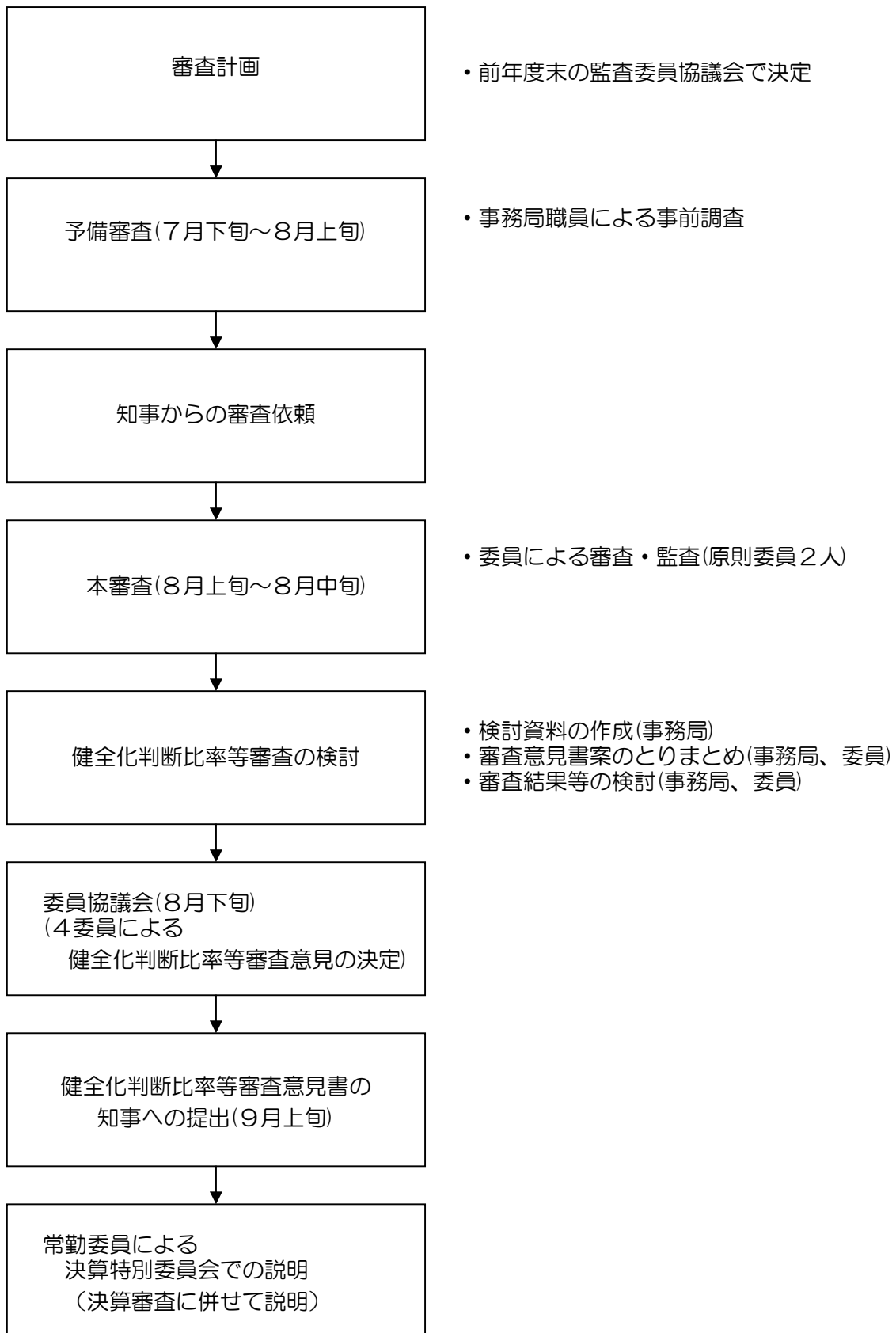
知事からの審査依頼

- ・委員による審査・監査(原則委員2人)

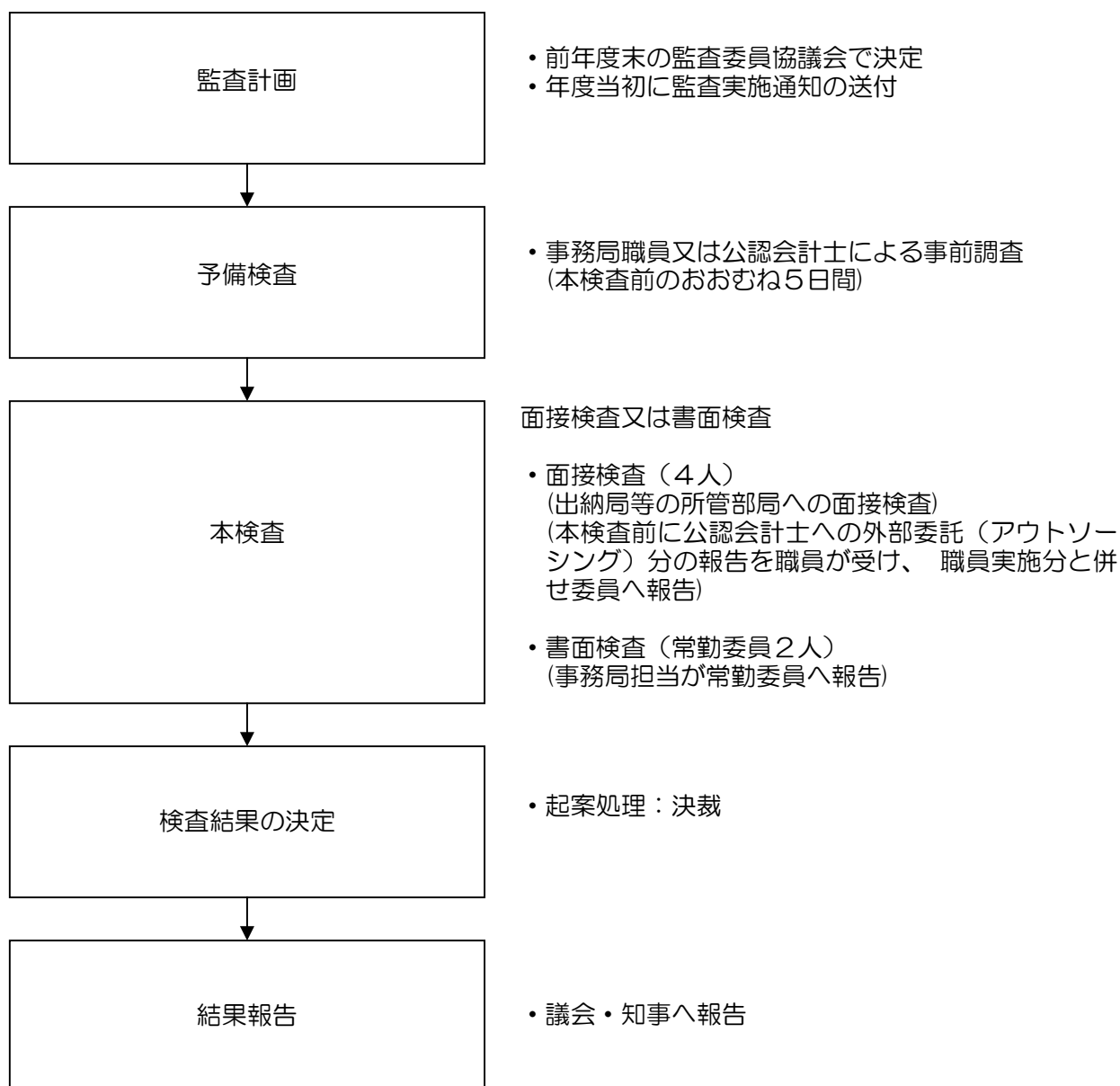
- ・検討会資料の作成(事務局)
- ・監査結果の検討(事務局、公認会計士、委員)
- ・監査結果案・審査意見書案のとりまとめ(事務局・委員)

—▶ 定期監査(本庁)の流れ
▶ 知事からの依頼に基づく決算審査の流れ

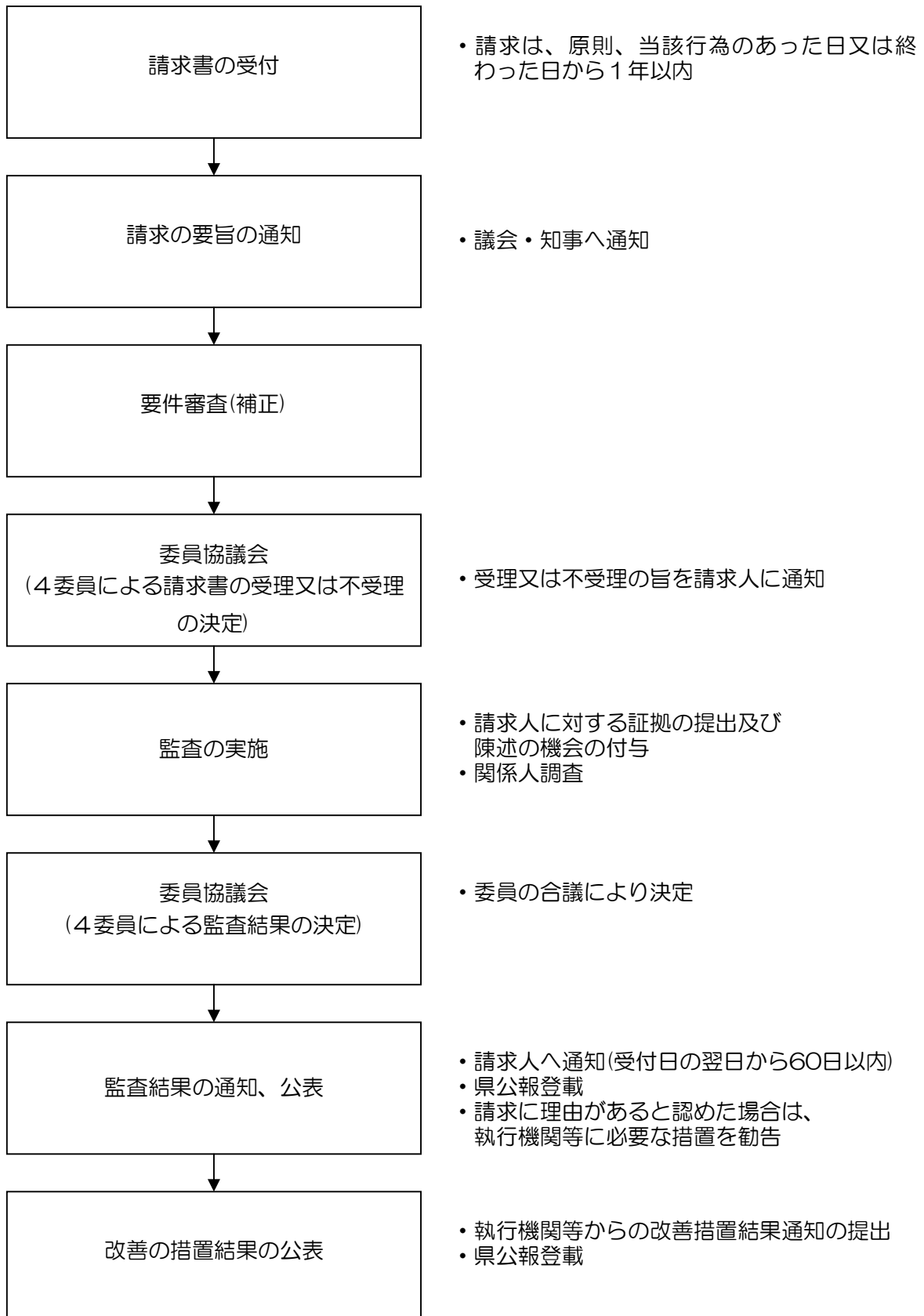
健全化判断比率等審査



例月出納検査(普通会計・歳入歳出外現金・基金・公営企業会計)



住民監査請求に基づく監査



(参考) 監査結果の「指摘」「注意」「指導」「意見」「指導（検討）」とは

1 監査結果の報告・公表及び意見の提出

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを議会、知事及び関係機関に提出し、かつ、県公報に登載して公表します。

必要があると認めるときは、報告に添えて意見を提出します。

公表の回数は原則として年5回です。

なお、監査の結果に関する報告やその報告に添える意見は、監査委員の合議により決定します。

2 監査結果の指摘等の区分

指摘、注意、指導、意見、指導（検討）の区分は、次のとおりです。

区分	内 容
指摘	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 法令・条例・規則に違反している事項 b 収入確保に適切な措置を要する事項 c 予算を目的外に支出している事項 d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 e 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項
注意	<p>指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。</p> <p>なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。</p>
指導	<p>注意に掲げる事項に該当し、その程度が単純かつ影響の少ないミス等であるもの及びその他特に指導すべき事項は、関係部局長等に対し文書で指導します。</p>
意見	<p>組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。</p>
指導（検討）	<p>意見に該当する事項で、その内容が軽微である場合は、関係部局長等に対し文書で指導します。</p>

(注)「意見」に該当する事項で軽微なものは平成 27 年度から「指導（意見）」として区分し、平成 28 年度から「指導（意見）」は「指導（検討）」に名称を変更し、件数のみ公表しています。

3 監査結果に基づく改善の措置の公表

指摘等の結果に対しては3ヶ月以内に改善措置を講ずるよう求めており、議会、知事等から、監査結果に基づき又は監査結果を参考として改善の措置を講じた旨の通知を受けた場合は、その都度、当該通知に係る事項を県公報に登載して公表します。

4 指摘事項等に対する改善の措置状況の把握

指摘、注意、指導、意見及び指導（検討）については、その改善の措置状況の把握に努めるとともに、次回の監査においてもその内容を確認します。

資料Ⅱ 外部監査制度とは

1 外部監査制度の概要

平成9年6月に地方自治法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

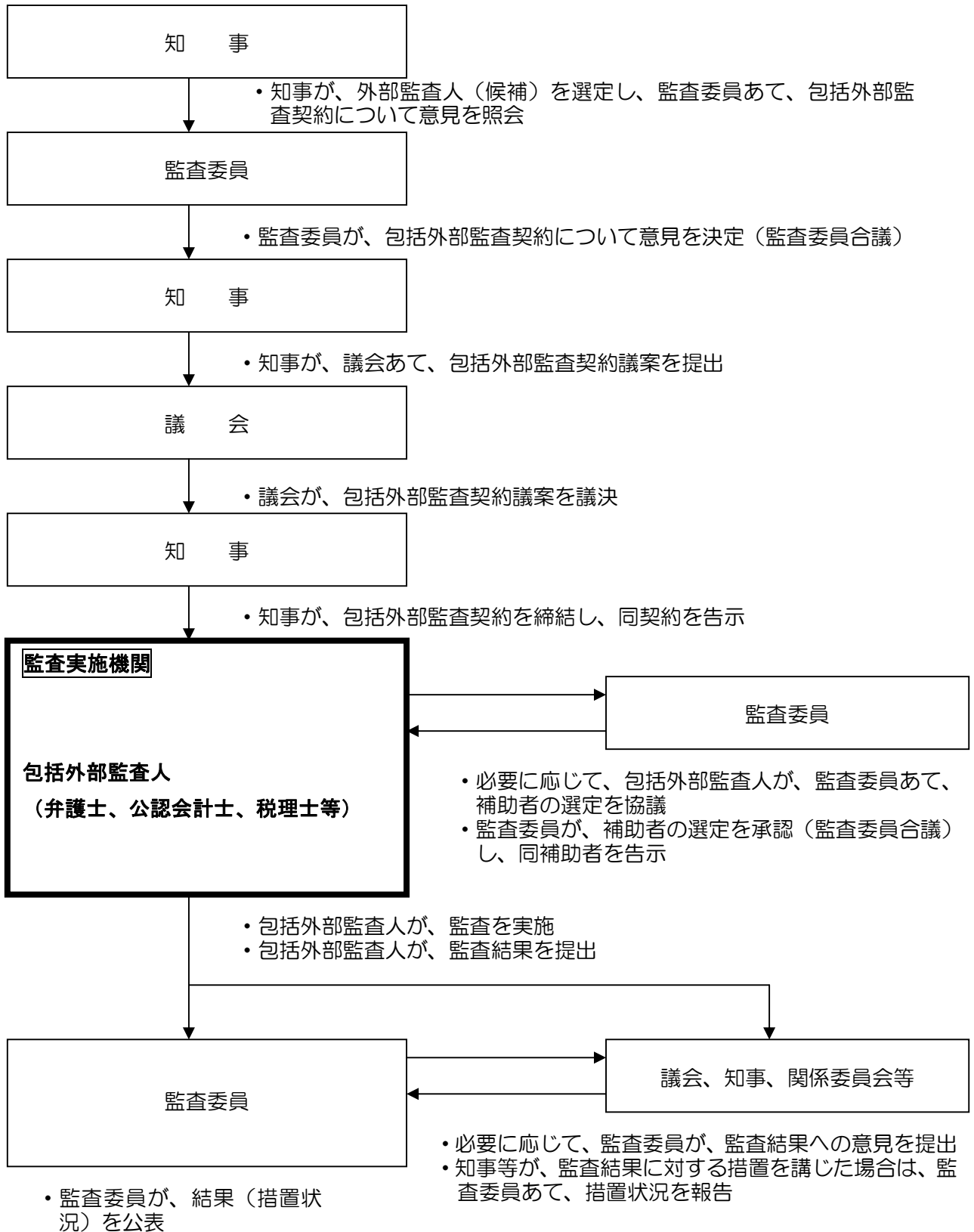
本制度は、監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとしています。

本制度は、知事が公認会計士等と外部監査契約を締結して実施しますが、次の2種類があります。

- ・毎会計年度、特定のテーマを決めて行う「包括外部監査」
- ・特定の事件について監査委員の監査に代えて行う「個別外部監査」

区分	①包括外部監査	②個別外部監査
監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・財務監査 ・財政的援助団体等に対する監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求 ・議会からの事務監査請求 ・知事からの事務監査要求 ・知事からの財政的援助団体等の監査要求 ・住民からの住民監査請求
監査対象事項	外部監査人自らが選定した事項（年1回以上）	外部監査によることを請求・要求された事項
契約先	自然人1人 弁護士、公認会計士、実務精通者（当該団体のOB除く）、税理士	
契約期間	毎会計年度当初～当該年度末	個々の契約で決定
契約制限	同一の者と連続契約できるのは3回まで	—
補助者	あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる	
関係人調査	あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる	
義務と罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・善良な管理者の注意をもつての誠実な監査 ・公正不偏な態度保持と自らの判断と責任における監査 ・守秘義務 ・みなし公務員（刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされること。） 	

包括外部監査の流れ



2 包括外部監査の実施状況

(1) 平成29年度の監査実施状況

平成29年度の包括外部監査は、次のとおり実施されました。

項目	内容
外部監査人	公認会計士 村松 淳旨
補助者	7名（公認会計士 加山 秀剛氏 外6名）
テーマ	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について
テーマの 選定理由	<p>学術的な研究により近い将来、東海地震が確実に発生することが指摘されてから40年余りが過ぎた。</p> <p>静岡県では、東海地震対策として、これまでに2兆2,789億円（昭和54年度から平成27年度）を支出し、全国トップレベルの地震・津波対策を実施してきた。</p> <p>その結果、学校・幼稚園施設の耐震化率は99.3%に達し、全国1位の実績となっており、その他にも、震災総合訓練の県民参加率や木造住宅耐震補強への助成をした戸数なども全国1位の実績を達成している。</p> <p>2011年の東日本大震災の発生を機に、国では、従来の単独地震の発生を前提とした被害想定について、南海トラフを震源域とする巨大地震など広域発生を前提とした被害想定への見直しを行うとともに、地震・津波対策の大幅な拡充を図った。</p> <p>各都道府県においても同様な見直しが行われる中、静岡県では、静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」後期アクションプラン（平成26年3月策定）において、「大規模地震への万全の備え」を“ふじのくに”づくりの総仕上げに向けた重点取組として位置付けるとともに、「第4次地震被害想定」を踏まえ策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」においては、「想定される犠牲者を平成34年度までの10年間で、8割減少させることを目指す。」を減災目標として掲げ、各種の地震・津波対策の実施及び進捗状況の管理を行っている。</p> <p>近年の東日本大震災や熊本地震等の巨大地震の発生により、地震・津波対策に対する県民の関心が高まる中、これらの防災・減災事業の財務事務等の執行について、関係法令及び条例等に従い適切に実施されているか、経済性、効率性及び有効性の観点から合理的に実施されているかを監査することにより、今後の地震・津波対策の更なる推進に資するものとする。</p> <p>以上の観点から、当該テーマを選定した。</p>

監査対象とする部局	危機管理部、くらし・環境部、経済産業部、交通基盤部、教育委員会
監査対象期間	原則として平成28年度（必要に応じて、他の年度も対象とした。）
監査実施期間	平成29年6月1日から平成30年3月30日まで

（注）包括外部監査の結果は、県公報（平成30年3月30日）に掲載されています。
また、結果に基づき講じた措置についても、県公報に登載される予定です。

（2）監査結果

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示されます。

区 分	内 容
指 摘	次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他重大な事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
意 見	組織及び運営の合理化など多様な観点から改善の必要があると認める事項

平成29年度の監査結果においては「指摘」とされた項目はありませんでした。
「意見」とされた項目のうち、主なものを以下に抽出しました。

- ・ 命を守るための対策を中長期的に進める際の進捗管理について
- ・ 地震・津波対策の取組強化について
- ・ 市町との連携について
- ・ 県民への情報提供について

(3) 年度別の実施状況

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
契約の締結	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
契約の金額	2,000万円を上限とする	1,850万円を上限とする	同左	同左	同左	1,750万円を上限とする	同左	同左	同左	同左
外部監査人	山下和俊氏	同左	同左	内山昌美氏	同左	杉原賢一氏	同左	同左	村松淳旨氏	同左
(資格)	公認会計士	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
(住所)	静岡市	同左	同左	浜松市	同左	静岡市	同左	同左	藤枝市	同左
テーマ	特別会計に関する事務の執行	県立静岡がんセンター事業の財務事務の執行等 (財)しずおか産業創造機構の出納事務の執行等	公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行	道路事業の事務の執行及び経営に係る事業の管理について	県営住宅の事務の執行について	静岡県公立大学及び公立芸術大学の財務事務の執行について	地方独立行政法人静岡県立病院機構の財務の執行及び経営に係る事業の管理について	過去の包括外部監査の措置の状況について	債権管理の財務に関する事務の執行について	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について
補助者(人数)	7人	8人	7人	4人	6人	5人	5人	5人	6人	7人
公認会計士	6人	7人	5人	4人	6人	5人	5人	5人	6人	7人
弁護士	1人	1人	1人	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	1人 (公認会計士試験合格者)	-	-	-	-	-	-	-
結果の報告	H21.3.6	H22.3.17	H23.3.11	H24.3.30	H25.3.28	H26.3.25	H27.3.18	H28.3.25	H29.3.21	H30.3.27
結果の公表(公告日)	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.30	H25.3.29	H26.4.1	H27.3.27	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.30
措置の公表(公告日)	H22.3.31	H23.2.9	H23.11.8	H24.11.9	H25.11.8	H26.11.21	H27.11.10	H29.1.6	H29.10.27	H30年度内

平成29年度版監査年報

平成30年9月 発行

静岡県監査委員事務局監査課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電 話 054-221-2927

e-mail kansaka@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/kansa/index.html>

この冊子についてのお問い合わせ、ご意見、ご要望などは、上記までご連絡ください。

印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、450部作成し、1部あたりの印刷経費は148.8円です。